

美里町

障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第5期)

・障害児福祉計画(第1期)

平成30年3月

美 里 町

ごあいさつ

本町では、平成24年3月に障害者計画（第2期）を策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、障害者福祉施策の推進に取り組んできました。

この間、国においては、障害者の権利擁護や支援をより一層強化するため、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法が施行され、また平成30年4月には、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上や環境の整備等について規定するため、障害者総合支援法・児童福祉法を改正し、施行されます。こうした流れの中で、本町の今後取り組むべき課題を整理し、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画の期間とする障害者計画（第3期）を策定しました。これまでの「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」という基本理念を継承するとともに、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた障害児福祉計画（第1期）を新たに策定し、障害者の自立と社会参加を支援するための障害福祉サービスの提供と各種施策の実現を目指してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆様、計画策定のためのアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、並びに関係団体の皆様方に、心より感謝を申し上げます。

平成30年3月



美里町長 原田 信次

目 次

第1部 序論	3
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	5
5 計画の策定体制	6
6 計画の期間	7
7 主な制度等の変遷	8
第2章 本町の障害者の現状	9
1 人口等の推移	9
2 手帳所持者の推移	10
3 障害者を取り巻く現状	14
5 アンケート調査結果からの課題	24
6 アンケート調査結果	26
(1) アンケート調査結果より(抜粋)	26
第2部 障害者計画	37
第1章 計画の基本理念と基本目標	37
1 基本理念と施策体系	37
2 基本目標	38
3 施策の体系	39
第2章 施策の展開	40
基本目標1 お互いが人格と個性を尊重し合う共生社会づくり	40
基本目標2 健やかに暮らせる保健・医療の充実	44
基本目標3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備	47
基本目標4 個性と可能性を伸ばす教育の充実	52
基本目標5 多様な活動を支えるまちづくりの推進	55
第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画	63
第1章 計画の概要	63
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定	63
2 平成32年度の目標値	64

第2章 第4期の評価と第5期（第1期）サービス見込量	67
1 自立支援給付のサービスと見込量	69
2 地域支援事業のサービスと見込量	76
3 障害児支援事業のサービスと見込量	81
第4部 計画の推進	85
第1章 各主体の役割	85
第2章 計画の周知	86
第3章 計画の推進	86
第4章 目標達成状況の評価	87

第 1 部

序 論

第1部 序論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町の障害者福祉施策は、平成23（2011）年度に策定された美里町障害者計画において、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な施策を展開するとともに、地域生活への支援の充実に努め、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」の基本理念のもと、障害のある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、障害者福祉施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づき、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、平成25（2013）年から平成29（2017）年度を計画期間とする第2期障害者計画を策定しました。この第2期障害者計画では、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体にとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、国が取り組むべき障害者福祉施策の基本的な方向が定められています。

「障害者計画」は、障害者のニーズや課題をまとめるとともに、取り組むべき施策の方向性について定めており、障害者施策全般にわたる基本計画としての性格を有しています。

「障害福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標やサービスの見込量などを定めており、実施計画としての性格を有しています。

「障害児福祉計画」は、平成28（2016）年6月に児童福祉法が改正され、新たに規定されたものであり、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本町では、この3計画が調和のとれた一体的な計画となるよう策定を進めます。

2 計画策定の目的

基本理念に掲げた「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての市民の参画により実現する」の実行及び障害者の自立と社会参加を支援するための障害福祉サービスの提供、各種施策を実施するために本計画を策定します。

3 計画の位置づけ

市町村における障害者の福祉に係る計画には、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」があります。これらに加え、平成28（2016）年に児童福祉法が一部改正され、平成30（2018）年度に向けて市町村は厚生労働大臣の定める「基本方針」に即して「市町村障害児福祉計画」を新たに定めるものとされました。

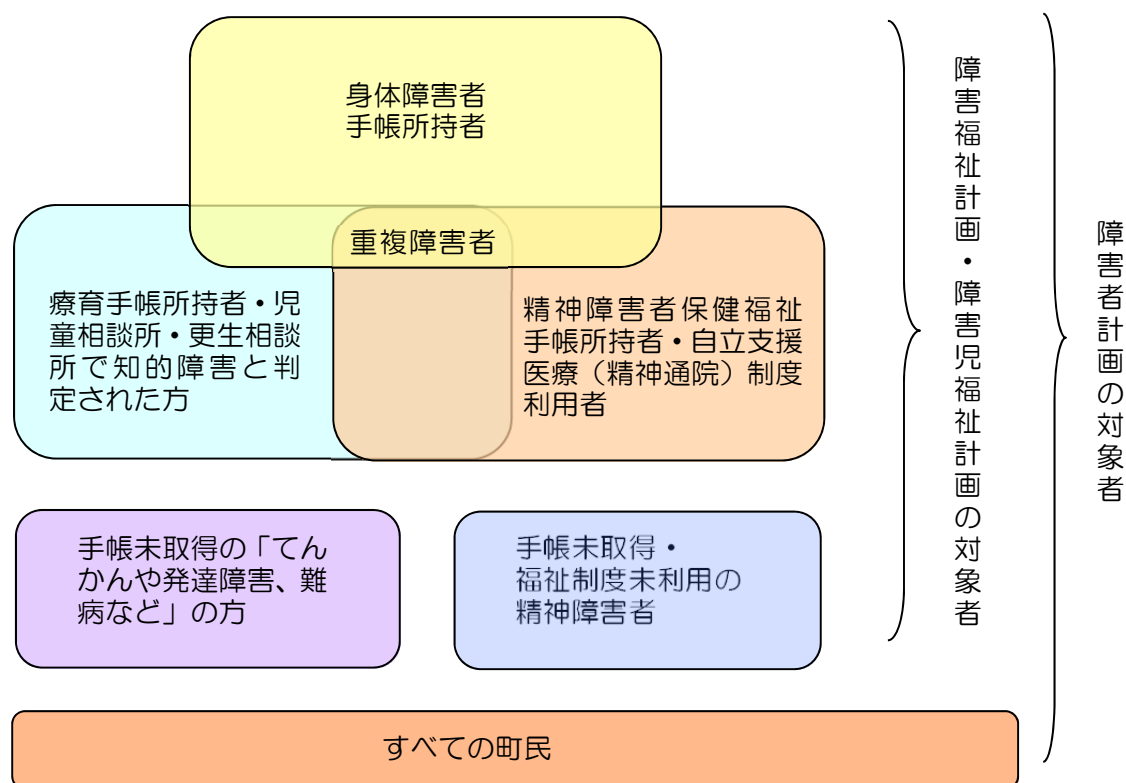
本計画における「障害者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」と位置づけ、本計画を策定します。

また、本計画は、本町の町運営における基本的な計画である「第5次美里町総合振興計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策行動計画）」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の障害者計画、埼玉県障害者支援計画などの上位計画を踏まえて策定します。

4 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害、発達障害などの障害のある方です。

またそのほか、障害のない町民、ボランティア団体、事業所、企業等についても、広報・啓発、障害や障害者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、本計画の対象に含まれると考えます。



5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本町では、障害者の日常生活の状況、障害福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施し、調査結果を計画内容に反映します。

【調査の概要】

■調査の実施期間：平成29年11月10日～11月30日

■調査方法：郵送配布・郵送回収

■調査票の種類

調査対象者	配布数	回収数	回収率
障害福祉についてのアンケート調査	553	256	46.3%

(2) パブリック・コメントの実施

広く町民から障害者福祉に関する意見やニーズを把握し、計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

【実施の概要】

■実施時期 平成30年2月26日～3月27日

■実施方法 町のホームページ等で計画素案を公表し、郵送・メール・FAX等で意見を募集しました。

6 計画の期間

今回の障害者計画は第3期とし、平成30（2018）年度から35（2023）年度までの6年間を計画の期間として策定します。

また障害福祉計画・障害児福祉計画は3年を1期として定めることとされており、今回の障害福祉計画は第5期、障害児福祉計画は第1期とし、平成30（2018）年度から32（2020）年度までの3年間を計画の期間として策定します。

*参考 国の障害者基本計画（第4次）：平成30（2018）年度から34（2022）年度までの5年間

埼玉県障害者支援計画：平成30（2018）年度から32（2020）年度までの3年間

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
美里町 障害者計画	第1期障害者計画					第2期障害者計画					第3期障害者計画								
美里町 障害福祉計画	第1期障害福祉計画		第2期障害福祉計画		第3期障害福祉計画		第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画		第6期計画								
美里町 障害児福祉計画													第1期障害児福祉計画		第2期計画				

7 主な制度等の変遷

年 月	制 度 等 の 内 容
平成 28 年 4 月	障害者に対する差別の禁止と合理的配慮を規定した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。
平成 28 年 5 月	成年後見制度の利用促進について、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行されました。
平成 28 年 6 月	障害者等が、希望や能力、障害や疾病の特性に応じて最大限活躍できる環境の整備や子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現等について今後の対応の方向性が示された「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
平成 28 年 8 月	発達障害がある方の社会的障壁を取り除くため、教育、就労の支援充実を柱とする「発達障害支援法の一部を改正する法律」が施行されました。
平成 30 年 4 月	障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上や環境の整備等について規定した「障害者総合支援法・児童福祉法の改正」が施行されます。

※本計画の構成について（○印が該当する計画部分）

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
第1部 序論	○	○	○
第2部 障害者計画	○		
第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画		○	○
第4部 計画の推進	○	○	○

第2章 本町の障害者の現状

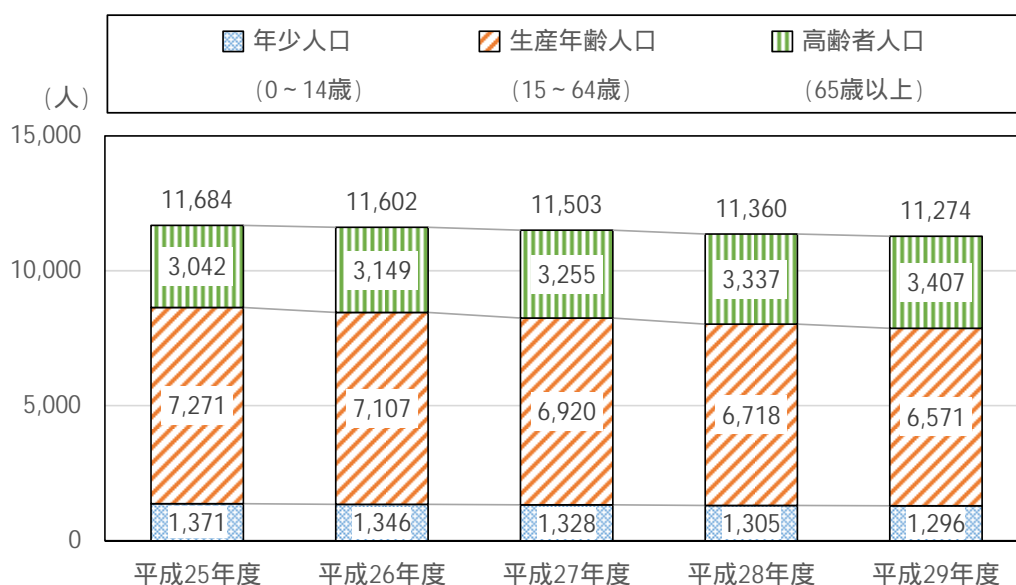
1 人口等の推移

本町の人口の推移

総人口は、減少が続いています。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化の状況が続いています。

■年齢3区分別人口の推移



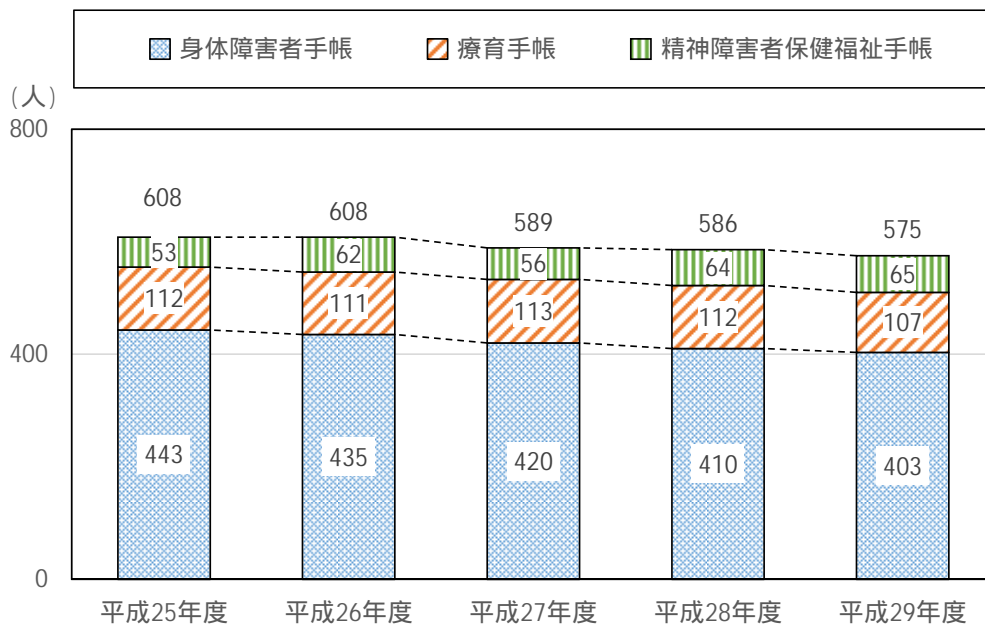
資料：住民基本台帳(各年10月)

2 手帳所持者の推移

(1) 3障害の手帳所持者数の推移

3障害の手帳所持者数は、総数では減少傾向で推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。

■手帳所持者数の推移



■人口に対する手帳所持者の割合

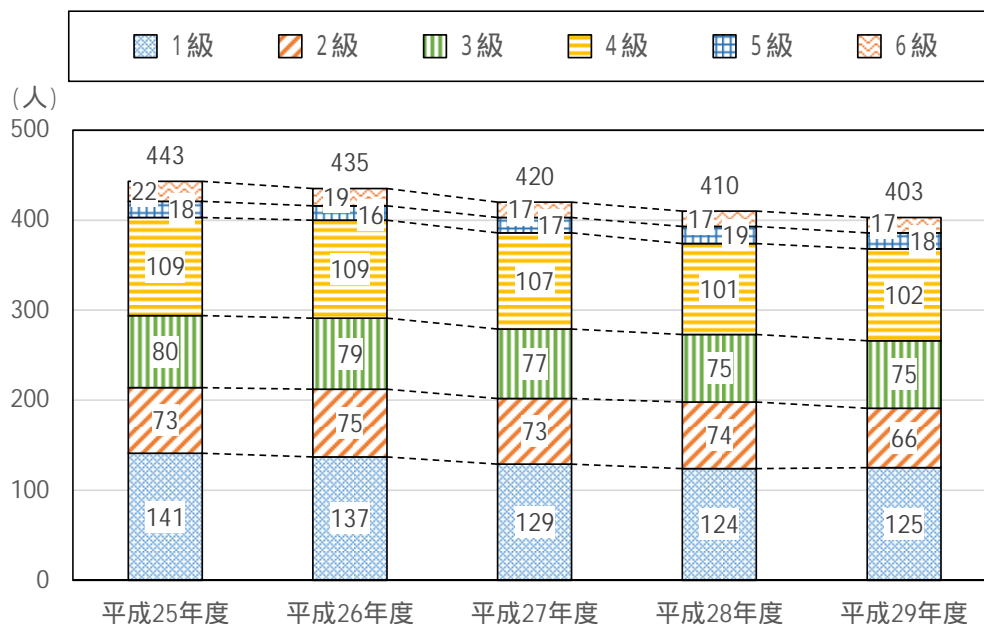
年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
人口	11,503人		11,360人		11,274人	
身体障害者手帳	420人	3.7%	410人	3.6%	403人	3.6%
療育手帳	113人	1.0%	112人	1.0%	107人	0.9%
精神障害者保健福祉手帳	56人	0.5%	64人	0.6%	65人	0.6%

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

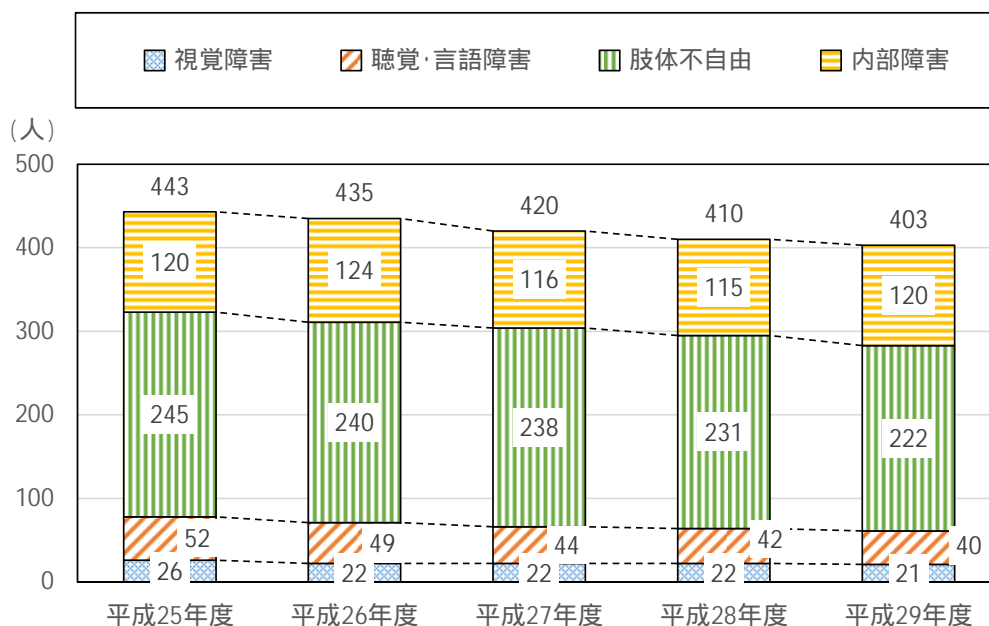
身体障害者手帳所持者数の等級の内訳をみると、各等級ともに減少傾向となっています。

同様に障害別では、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由は減少傾向、内部障害が横ばい傾向で推移しています。

■身体障害者手帳所持者の等級別の推移



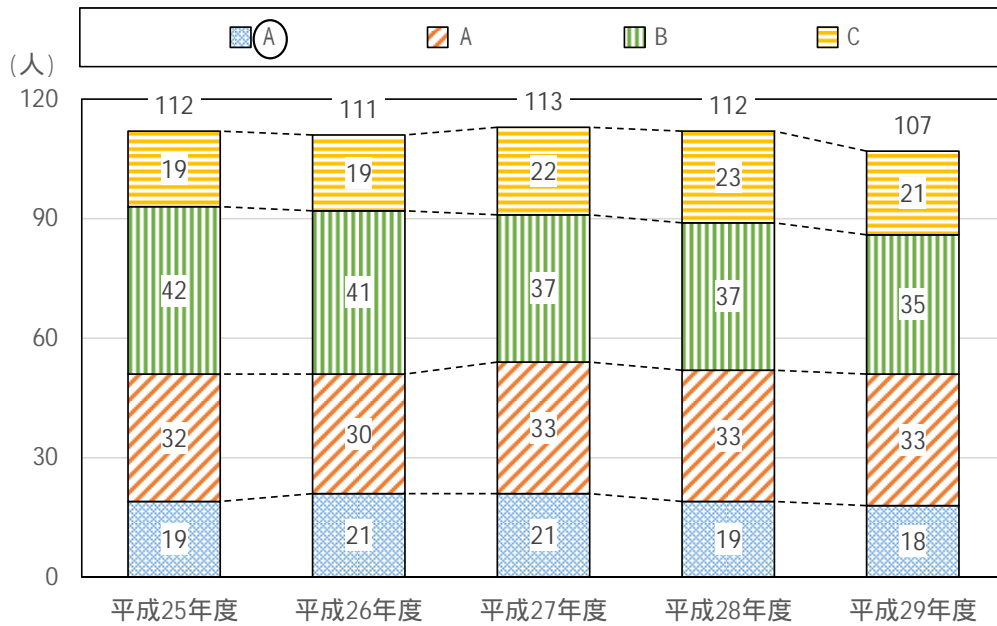
■身体障害者手帳障害種別の推移



(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は平成28年度までは横ばいで推移していましたが、平成29年度は減少となっています。内訳の推移をみると、平成29年度は、前年と比較してⒶが1人、BとCが2人の減となっています。

■療育手帳所持者の推移

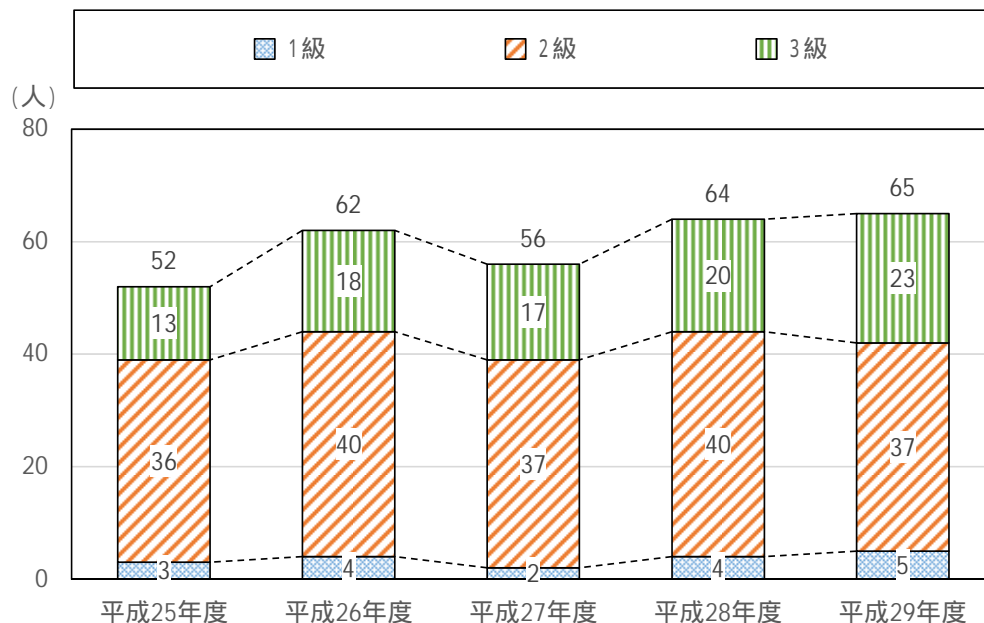


※Ⓐ：最重度 A：重度 B：中度 C：軽度

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。等級別の内訳をみると、1級と2級は横ばい傾向で推移し、3級は増加傾向で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



3 障害者を取り巻く現状

(1) 福祉社会づくりの現況

現 状

地域における絆の希薄化等により、これまで以上に、高齢者や障害者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人を、社会全体で支え合う体制づくりが必要です。

本町では、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア等の活動を支援し、町民が互いに支え合う地域社会づくりを推進するとともに、障害者等が地域で安心して暮らせるよう障害者等の生活支援事業を実施しています。

■ボランティア団体

ボランティア活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・手話サークル ・見守りボランティア ・配食配送ボランティア ・青少年相談員 ・赤十字奉仕団 ・食生活改善推進員連絡協議会 ・学校応援団
------------	--

資料：町社会福祉協議会

■町社会福祉協議会で実施している事業

事業名	事業内容
社会福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・介護用ベッド、車イスの貸出 ・社会福祉協力校の指定 ・高校生ワークキャンプの開催 ・共学支援プログラムの実施 ・生活福祉資金の貸付 ・一般介護予防事業の送迎
ボランティアセンター	・ボランティアに関する受付、相談
身体障害者福祉会の事務局	・身体障害者福祉会の事務
日常生活自立支援	・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）

資料：町社会福祉協議会

課 題

障害のある人が、住み慣れた地域で自立して生活していくためには、周囲の人が障害を正しく理解し、共に地域で生活する仲間として障害のある人の人権を尊重することが大切です。

町では、町民に対して障害のある人に関する正しい知識の啓発活動や理解促進を通し、「障害」に対する理解を深めるための取り組みを行っています。

さらに、障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に暮らすようにするためには、幼児期からの福祉教育・交流教育は何よりも望まれます。

町では、積極的にこれらに向けた取り組みを行っていますが、今後は、すべてのライフステージで障害について学ぶ機会や、障害の有無に関わらず参加できる交流の機会を多く設け、町民の参加を呼びかけていくことが必要です。

また、町民がボランティア活動に参加するなど、地域全体で障害のある人を支える意識を持つことができるような環境づくりが重要です。ボランティアやNPO、関係団体、企業、町民等及び県と町が連携・協働しながら、障害のある人を支援する活動を促進していくことが必要です。

(2) 保健・医療の状況

現 状

本町においても脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病により、後天的に障害を持つようになった方が少なくなり、その予防活動は重要な取り組みとなっています。また、人間関係やストレス等によりうつ病などの精神疾患を持つ方が増えてきていることは本町においても課題としてとらえており、地域・職場・家庭など社会全体で見守り・支援する体制づくりが求められています。

さらに、乳幼児に対しては、出生時からの生活習慣の確立と異常の早期発見を目的に、各種健康診査や健康教育、訪問指導などを実施していますが、今後も保育園・幼稚園や医療機関等と連携して、障害のある児童の早期発見とともに、早期療育につなげる取り組みが必要です。

障害のある人の健康診査については、大勢の人と一緒に健診を受けることに抵抗を感じるという意見もあることから、障害のある人に配慮した対応が求められます。

■健診による早期発見事業

- 乳児健診
- 1歳6ヶ月健診
- 2歳児歯科健診
- 3歳児健診
- 5歳児歯科健診

資料：住民福祉健康課

■相談、訪問等事業

- ことばの相談
- 発達相談
- 育児相談
- 健康相談
- 妊婦相談
- 赤ちゃん訪問
- 未受診者訪問（1歳6ヶ月健診、3歳児健診の未受診者）
- 家庭訪問（身体、知的、精神障害者）
- すこやか広場
- 親子教室
- 育児学級

資料：住民福祉健康課

■重度心身障害者医療費

本町における重度心身障害者医療費の状況は以下のようになっています。後期高齢者の利用者が多く、全体の43.2%を占めています。

精神保健については、近年の社会環境の多様化とともにストレスが増大し、心の病気にかかる人が増加しています。

◎重度心身障害者医療費の状況

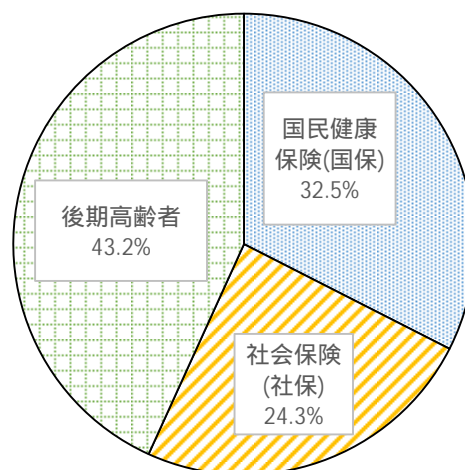
対象者	内容
身体障害者手帳 1級、2級または3級所持者 療育手帳⓪、A及びB所持者 精神障害者保健福祉手帳 1級所持者	一定条件を満たす人が医療保険を使って医療機関等を受診した際、その医療費の一部負担金を公費で助成する制度。

資料：住民福祉健康課

◎受給者数

保険者	人数
国民健康保険(国保)	103
社会保険(社保)	77
後期高齢者	137
合計	317

資料：医療費助成システム



課題

障害の原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医療、医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

また、障害者の高齢化が進む中で、生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実とともに、障害の特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

(3) 福祉サービスと基盤整備の状況

現 状

本町においては、「障害福祉サービス」について、障害のある人の意向を尊重しながら生活実態や障害の程度に合ったサービス提供を行っており、今後とも障害福祉サービス事業所などと連携して適切なサービスを提供していきます。

本町の障害のある人の多くは、近隣市町の事業所に通所しサービスを受けているのが実態であり、利用者からは交通上の面から、町内への障害福祉サービス事業所の設置を希望する声が寄せられています。現在、町内には、5つの事業所がありますが、今後も引き続き事業所設置の促進・支援を行うなどその充実に努める必要があります。

■町内通所・入所施設利用者数

施設名	利用者数
コスモスの里	4
みさと	2
みさとの森	3
グリーンヒル美里	2
ワークケア松ぼっくり	8
合 計	19

資料：住民福祉健康課

■在宅福祉サービス利用者数

在宅福祉サービス	利用者数
居宅介護	5
短期入所	6
児童デイサービス	5
生活サポート事業	7
日中一時支援事業	5
移動支援事業	5
合 計	33

資料：行政報告

■町外通所・入所施設利用者数

施設名	利用者数
サイディアーナ	5
ワークショップ チボリ	2
花園	3
あゆみ作業所	2
ナイスディ	5
つどい共同作業所	2
まきの木	3
ジョブセンター熊谷	1
スカイノート本庄	1
その他	14
合 計	38

資料：住民福祉健康課

■相談支援事業所利用者件数

相談支援事業所	利用者数
障害者生活支援センターさわやか(身体)	30
障害者生活支援センターさわやか(知的)	33
障害者生活支援センターみさと(精神)	11
合 計	74

資料：平成28年度事業実績報告書

■障がい者就労支援センター

障害区分	登録者	実習者	就職者
身体障害者	5	1	1
知的障害者	14	3	1
精神障害者	10	4	2
その他	4	0	0
合 計	33	8	4

資料：平成28年度事業実績報告書

課 題

障害者の自立した生活を支えるためには、適切なサービス利用に向けたきめ細かい継続的な支援が必要です。サービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングによって、サービスを幅広く組み合わせて利用する支援が必要です。

また、就労に関しては、関係機関と町との連携を強化し、切れ目のない就労支援が必要です。

(4) 教育・育成の状況

現 状

本町では、小・中学校に特別支援学級を設置し、個々の障害の程度や発達段階に応じた教育的ニーズに配慮し、きめ細かに対応する特別支援教育を実施しています。また、他市町の特別支援学校に通学し、個々の障害の程度や発達段階に応じた教育的ニーズに配慮し、きめ細かに対応する特別支援教育を受けています。

今後も障害のある児童・生徒の能力と可能性を最大限に伸ばしていくためのきめ細かな対応が必要であり、併せて保育園・幼稚園・小・中学校の連携など乳幼児期から学齢期まで一貫した教育の支援体制のさらなる強化が求められています。

■特別支援学級の児童・生徒数

学校名	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
松久小学校	1	2	2	4	5
東児玉小学校	1	1	2	2	2
大沢小学校	1	1	0	0	2
美里中学校	2	3	4	3	2

資料：教育委員会

■特別支援学校の児童・生徒数

学校名	区分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
本庄特別支援学校	小	3	3	4	3	5
	中	2	1	1	1	1
熊谷特別支援学校	小	-	1	1	1	1
	中	-	0	0	0	0
特別支援学校 坂戸ろう学園	小	0	0	0	0	0
	中	0	0	0	0	0

資料：教育委員会

課 題

改正された障害者基本法では、障害のある児童とない児童が、同じ場で共に学ぶことができることを原則とすること、そのために可能な限り、共に教育を受けられるように配慮すること、さらに、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ることとされています。

障害児教育の目的は、障害のある児童一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、自立した生活ができるようにすることにあります。

障害のある児童の希望に従って、共に学ぶことを実現し、担当教職員の専門性の向上、学校施設の設備の拡充などの対応が求められます。

(5) まちづくりの状況

現 状

障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、地域が障害や障害のある人に対する偏見・差別や虐待をなくし、町民や企業等がそれらを正しく理解することが不可欠です。

本町では、ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障害のある人もない人も共に暮らし支え合う社会を実現するため、これまで町民等に対し広報・チラシを活用した啓発活動を行ってきました。

障害のある人が地域で安心して生活するためには、緊急時や災害時に備えた対策のほか、障害のある人が犯罪に巻き込まれないための防犯対策も必要です。また、災害時の避難方法等については、町の地域防災計画をはじめとして様々な計画が定められており、避難訓練等を通し、町民に対する計画の周知と、町・自主防災組織・要支援者を含む町民との共通理解を図る活動が行われています。

課 題

障害のある人のみならずすべての町民が安心して暮らし、社会参加できるようなバリアフリー環境を整備する必要があります。

さらに「物理的バリア」だけでなく、「情報バリア」についても十分に考慮し、障害のある人が豊かな生活を送るために情報を資源として活用できるよう、その体制を整備する必要があります。

また、昨今、各地で自然災害が発生しています。地域全体が被災者となってもなお、「避難行動要支援者」となりうる障害のある人たちの安全を確保するための対策ならびに体制の整備を図り、町全体における福祉のまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。

(6) 雇用・就労支援の現状

現 状

就労支援対策は、ハローワークや県の雇用施策と連携を図り、広域的に対策に努めてきました。また、地域において障害のある方で就労意欲のある人の就労を支援・促進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）等の訓練等給付の事業推進を図っています。

課 題

障害のある人がその能力を最大限に発揮し就労を通じて、社会参加や経済的な自立を促進するため、雇用・福祉・教育などの分野が連携し、就労支援の充実・強化を図る必要があります。

4 アンケート調査結果からの課題

アンケート調査結果からの課題

【外出時の困りごと】

町内へ外出の際に困っていることでは、「利用できる移動手段が限られている」(16.4%)、「他人との会話が難しい」(13.7%)、「歩道が狭く、道路に段差が多い」(12.1%)、「障害者用トイレが少ない、建物などに階段が多いなど、バリアフリー化されていない」(11.3%)などがあげられ、移動手段、障害者とのコミュニケーション、バリアフリーなどが課題となっています。

【現在の不安】

現在、特に困ったり、不安に思っていることでは、「将来の生活や老後のこと」が35.5%で最も多く、次いで「障害や病気(薬)のこと」(27.0%)、「お金のこと」(25.0%)、「緊急時や災害時のこと」(19.5%)などが上位にあげられ、不安に対する相談窓口の周知、相談窓口の充実などが課題です。

【災害時の心配】

災害時に心配なことでは、「避難先の障害者用設備(トイレ、ベッドなど)の有無」(17.2%)、「避難所の情報提供や避難方法のアドバイスがないこと」(16.4%)、「避難訓練などへの参加ができていないこと」(15.6%)があげられ、災害時の障害者の対応等の周知が必要です。

【障害者の就労】

障害者の就労では、「障害や健康状態に合った仕事ができること」(35.5%)、「事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること」(33.6%)、「障害者を受け入れる職場がたくさんあること」(32.8%)などが要望されています。また、就労を継続するための支援では、「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」が42.2%で最も多く、次いで「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」(40.2%)、「仕事を補助してくれる人がいること」(30.1%)、「障害者に代わって職場に改善してほしいことを伝える人がいること」(18.4%)などが求められています。

【差別・偏見】

日常生活の中で感じる差別や偏見の状況は、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせると、3割近くの方が差別や偏見を感じています。

また、差別や偏見を感じたことがある方が差別や偏見を感じた場面では、「スーパーやお店など」が43.1%で最も多く、次いで「バスや電車」、「街中」がともに27.8%、「学校、職場、施設」が22.2%となっています。このような状況から障害に対する理解の促進が必要となっています。

【理解の促進】

障害のある人への理解を深めるために、必要だと思うことでは、「障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ」が31.3%で最も多く、次いで「障害のある人が自立の努力をして、積極的に社会に進出する」(19.9%)、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」(19.1%)、「県や町の広報紙などで、障害のある人に対する理解をよびかける」(16.0%)などがあげられ、障害者との交流や福祉教育等を通じて、障害に対する差別や偏見をなくすことが必要です。

【施策・事業等で困っていること】

町の施策や事業について、「特に困っていない」が25.4%で最も多くなっていますが、「生活費に余裕がなく、経済的に困っている」(14.1%)、「障害者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」が推進されていないこと」(11.3%)、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」(8.6%)などが上位にあげられていることから、事業の周知や充実が求められています。

【必要とする支援】

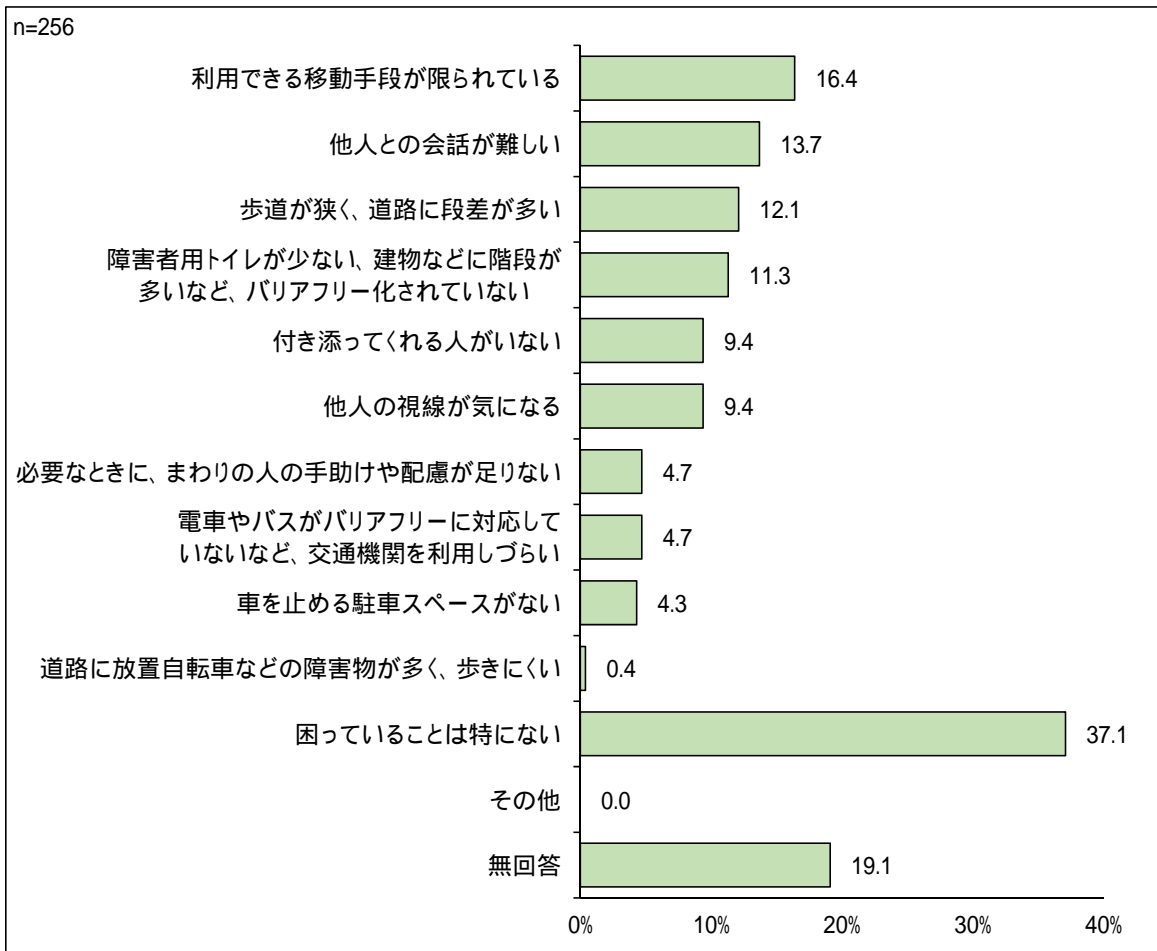
障害者の方が必要としている支援については、「特に必要としていない」が38.3%で最も多くなっていますが、「各種手続き（書類を書くなど）」(22.3%)、「身の回りの掃除、洗濯、食事の用意」、「外出」(ともに21.5%)、「買い物」(19.9%)などが上位にあげられています。

5 アンケート調査結果

(1) アンケート調査結果より(抜粋)

■町内へ外出の際に困っていること

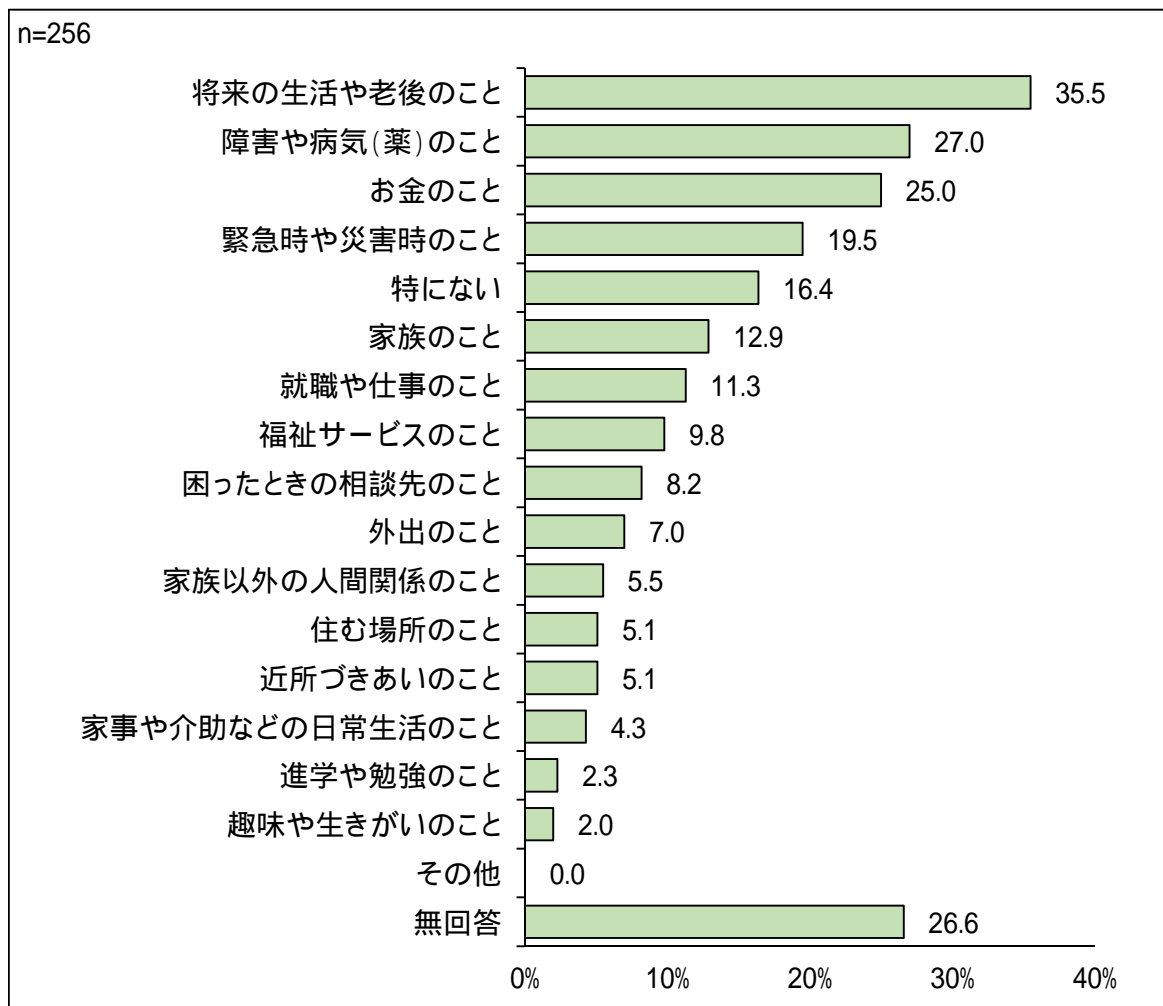
町内へ外出の際、困っていることがありますか。(○は3つまで)



町内へ外出の際に困っていることをでは、「困っていることは特にない」が37.1%で最も多くなっていますが、「利用できる移動手段が限られている」(16.4%)、「他人との会話が難しい」(13.7%)、「歩道が狭く、道路に段差が多い」(12.1%)、「障害者用トイレが少ない、建物などに階段が多いなど、バリアフリー化されていない」(11.3%)などが多くあげられています。

■現在不安に思っていること

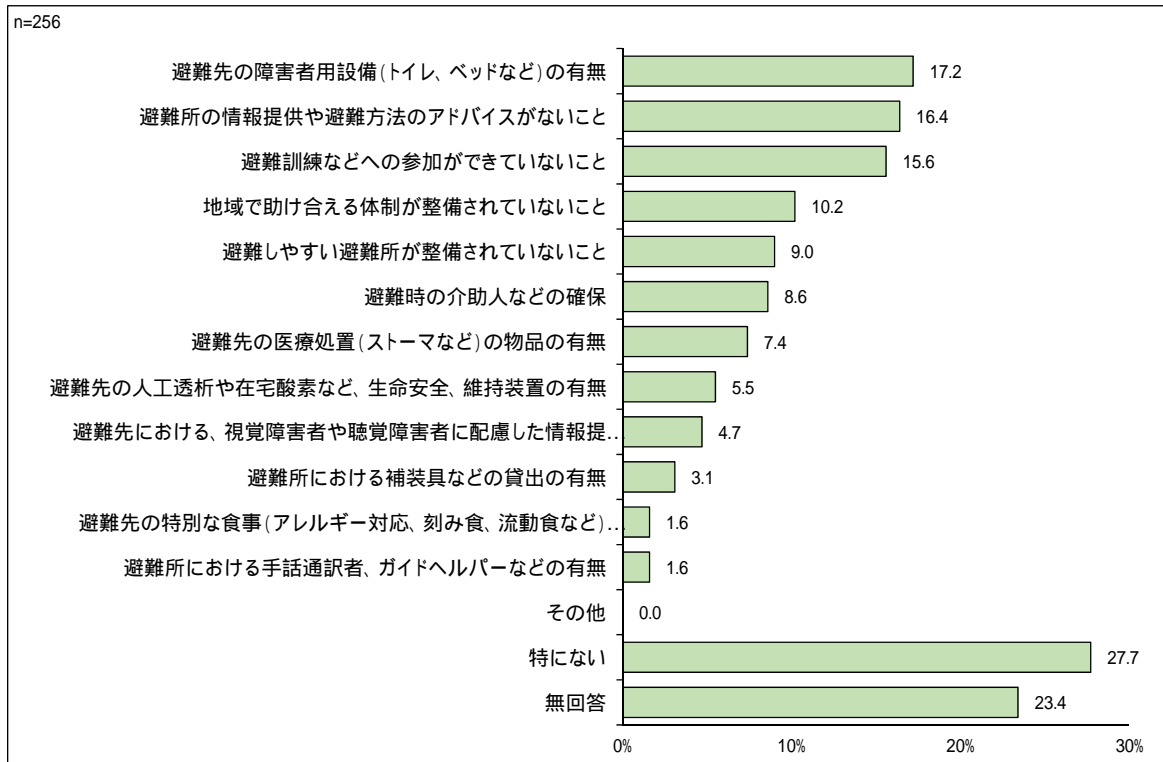
あなたが現在、特に困ったり、不安に思っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



現在、特に困ったり不安に思っていることでは、「将来の生活や老後のこと」が35.5%で最も多く、次いで「障害や病気(薬)のこと」(27.0%)、「お金のこと」(25.0%)、「緊急時や災害時のこと」(19.5%) などとなっています。

■災害時に心配なこと

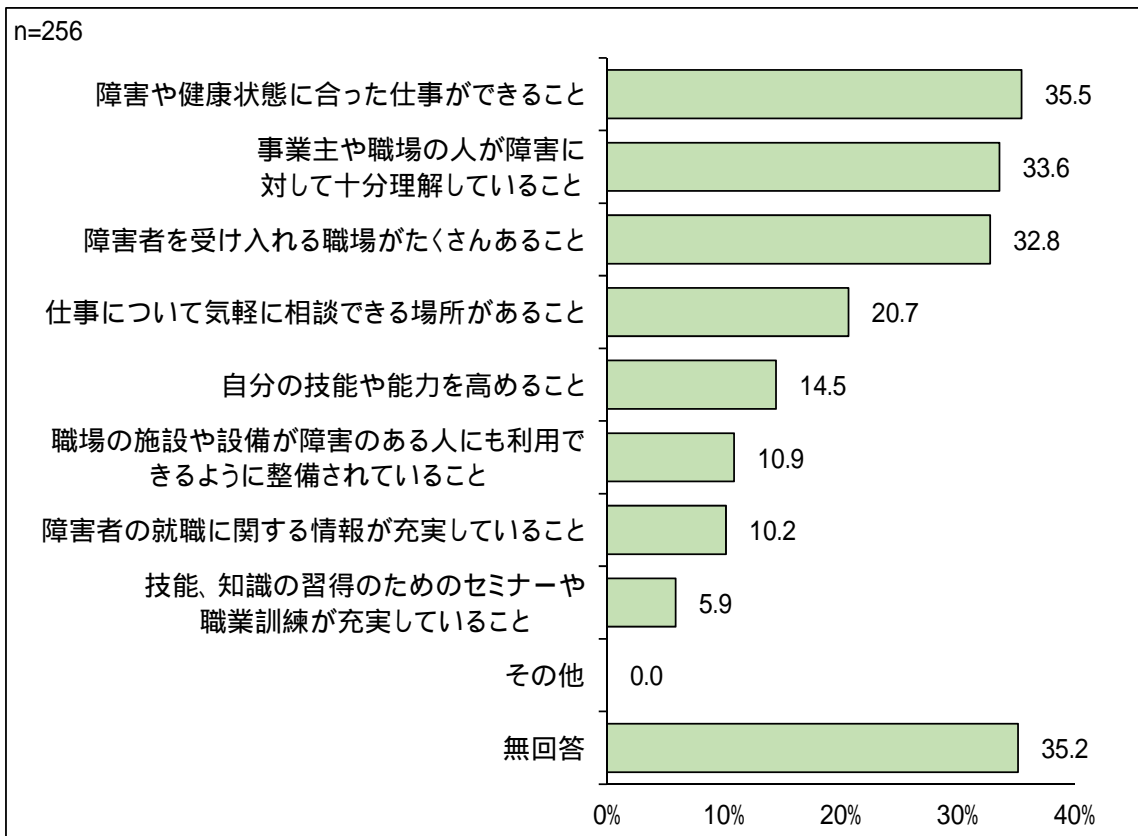
災害に備え、どのようなことを心配していますか。(〇は3つまで)



災害時に心配なことでは、「避難先の障害者用設備（トイレ、ベッドなど）の有無」（17.2%）、「避難所の情報提供や避難方法のアドバイスがないこと」（16.4%）、「避難訓練などへの参加ができていないこと」（15.6%）が特に多くあげられています。

■ 障害者が就労するために大切なこと

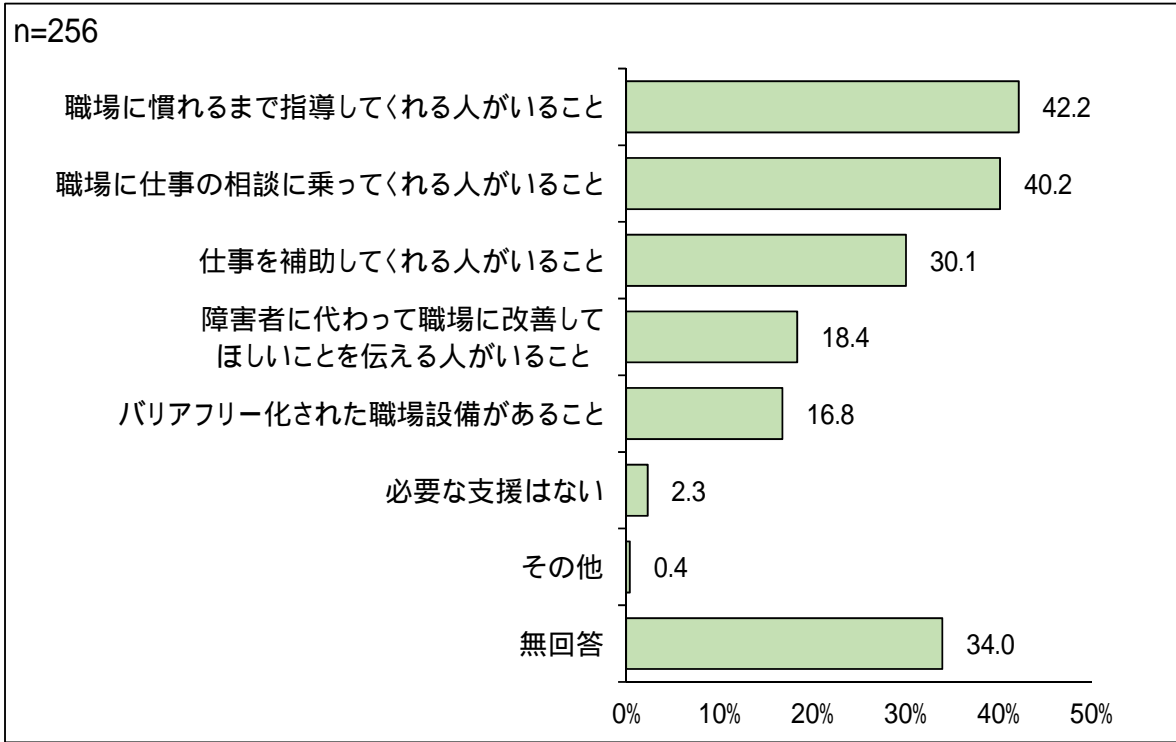
障害者が仕事に就くためにはどんなことが大切だと思いますか。(〇は3つまで)



障害者が仕事に就くために大切なことでは、「障害や健康状態に合った仕事ができること」(35.5%)、「事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること」(33.6%)、「障害者を受け入れる職場がたくさんあること」(32.8%)が多くあげられています。

■障害者が働き続けるために必要な支援

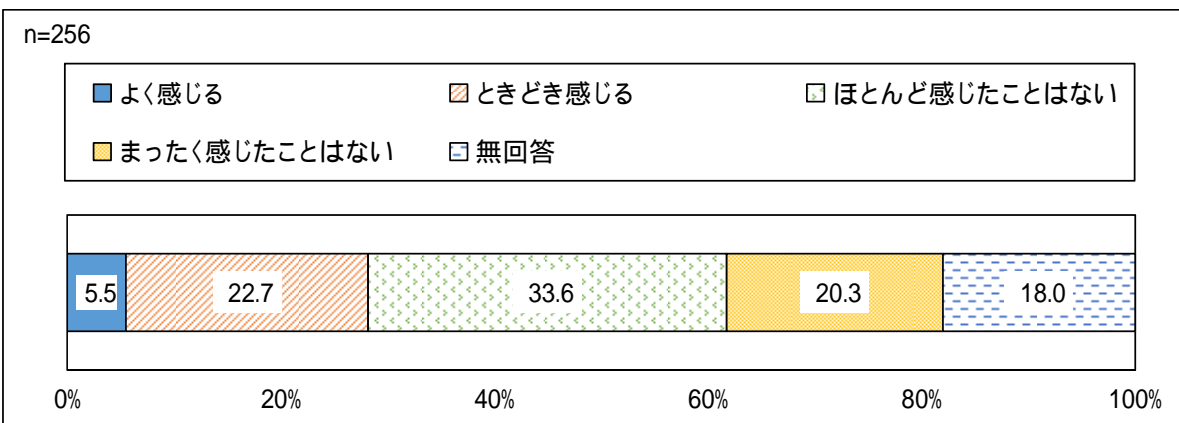
障害者が働き続けるためにはどんな支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)



障害者が働き続けるためにはどんな支援が必要かを尋ねたところ、「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」が42.2%で最も多く、次いで「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」(40.2%)、「仕事を補助してくれる人がいること」(30.1%)、「障害者に代わって職場に改善してほしいことを伝える人がいること」(18.4%)となっています。

■日常生活で感じる差別や偏見

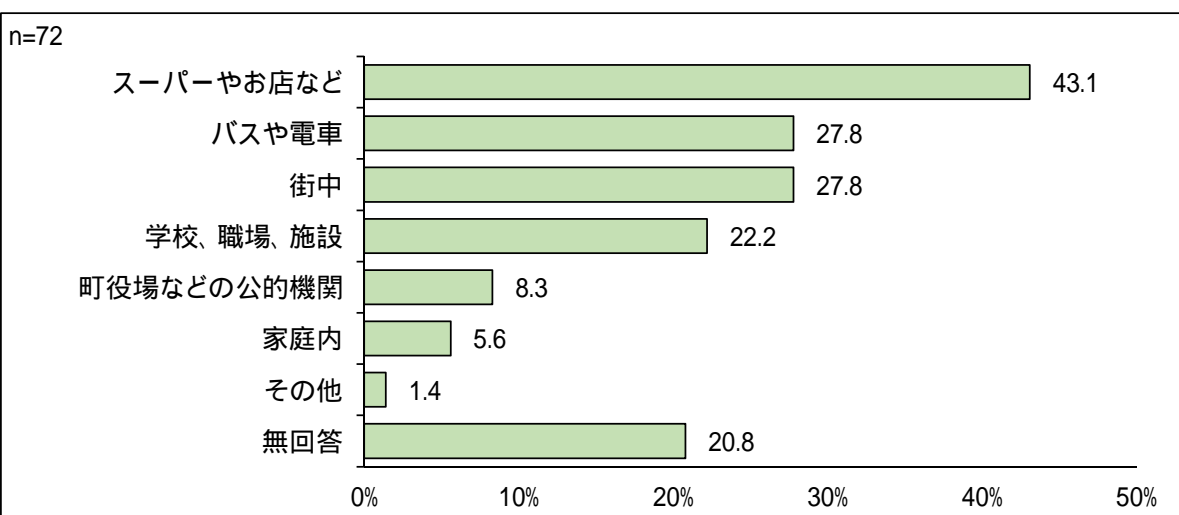
あなたは日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じることはありますか。(1つに○)



日常生活の中で差別や偏見について、「よく感じる」と「ときどき感じる」と回答した割合を合計すると28.2%となっています。

■差別や偏見を感じる場面

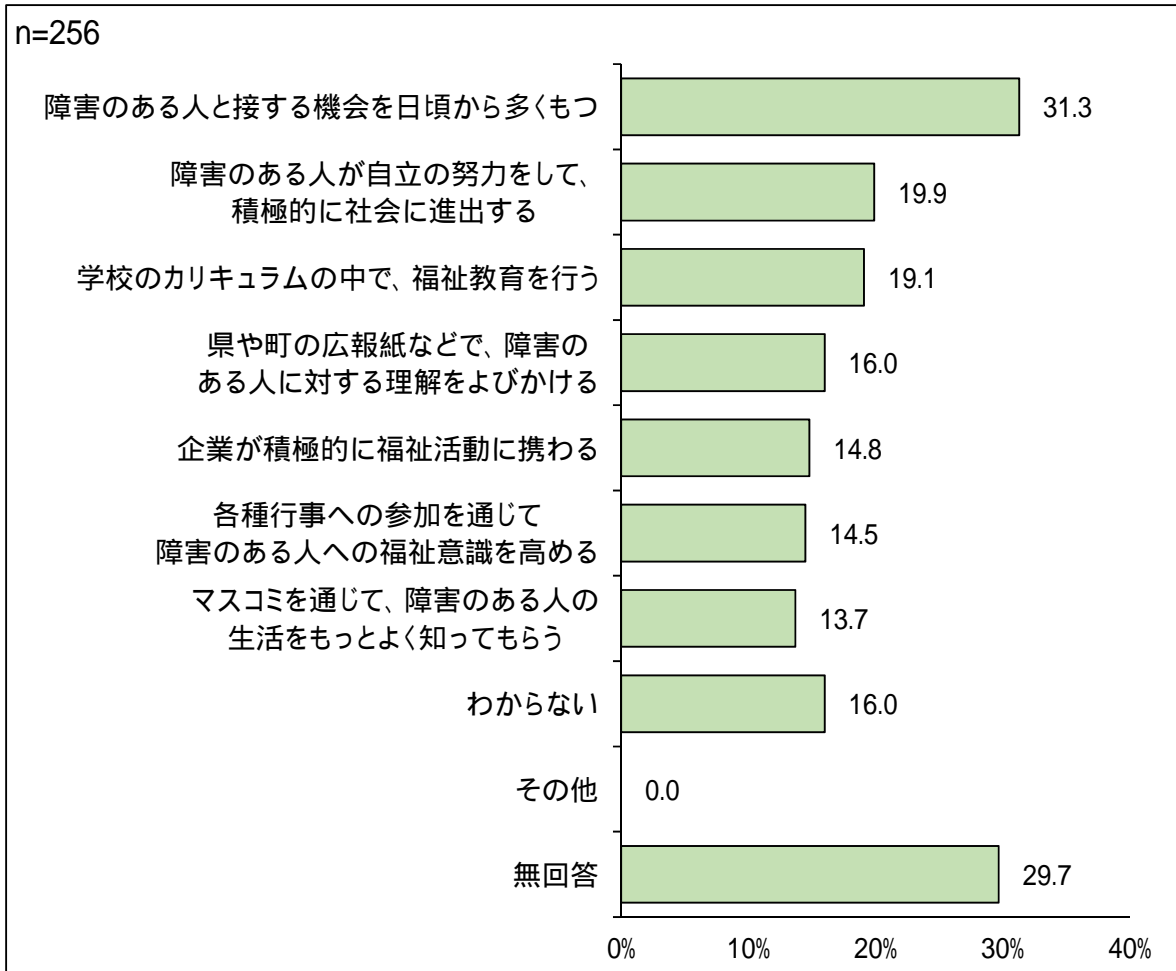
前問で、差別や偏見を「よく感じる」または「ときどき感じる」と回答した方限定
あなたはどこで差別や偏見を感じることはありますか。(あてはまるものすべてに○)



差別や偏見を「よく感じる」または「ときどき感じる」と回答した72人が、差別や偏見を感じた場面では、「スーパーやお店など」が43.1%で最も多く、次いで「バスや電車」、「街中」がともに27.8%、「学校、職場、施設」が22.2%となっています。

■理解を深めるために必要なこと

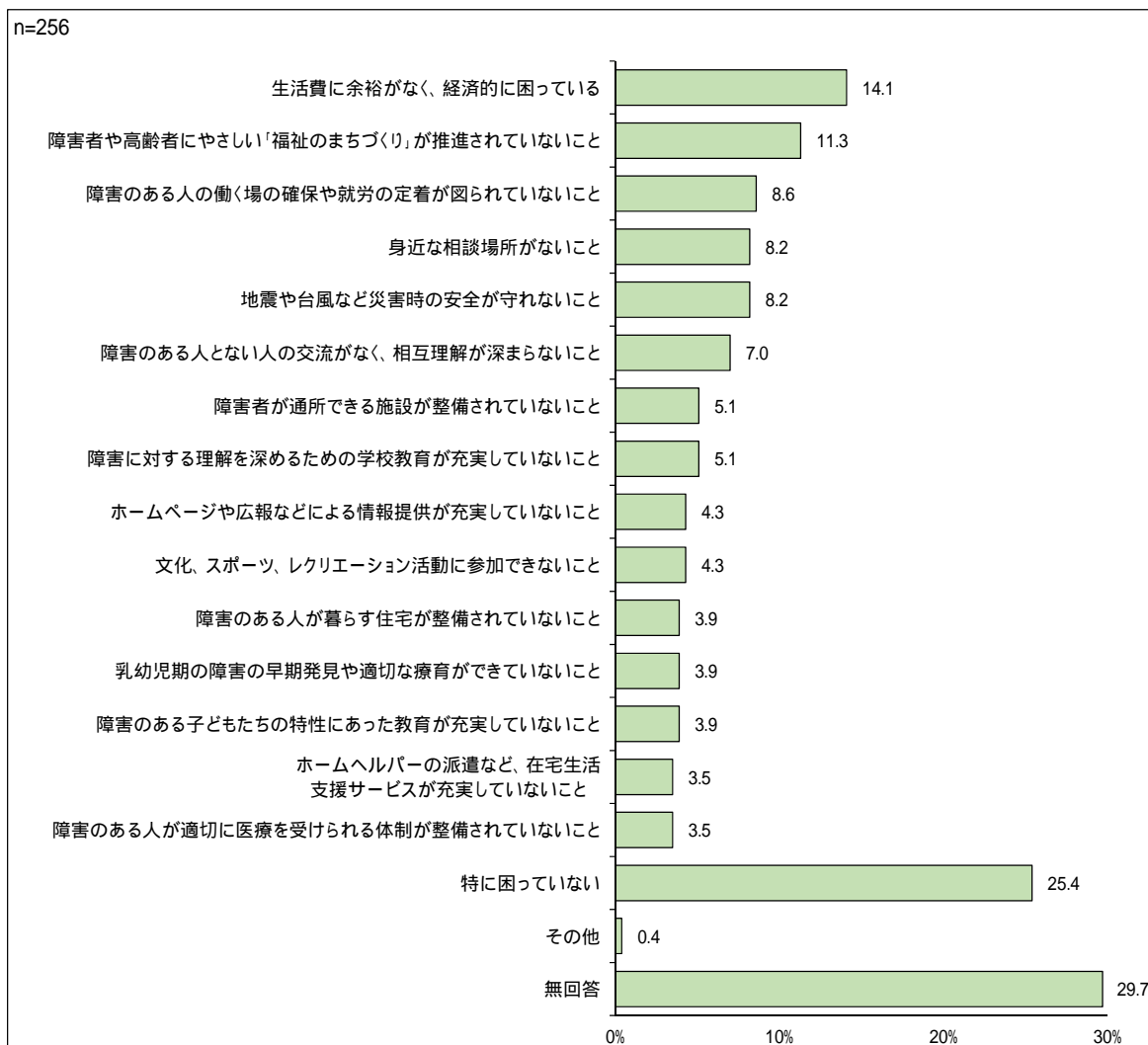
障害のある人への理解を深めるために、必要だと思うことは何ですか。(〇は3つまで)



障害のある人への理解を深めるために、必要だと思うことでは、「障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ」が31.3%で最も多く、次いで「障害のある人が自立の努力をして、積極的に社会に進出する」(19.9%)、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」(19.1%)、「県や町の広報紙などで、障害のある人に対する理解をよびかける」(16.0%)となっています。

■町の施策や事業で困っていること

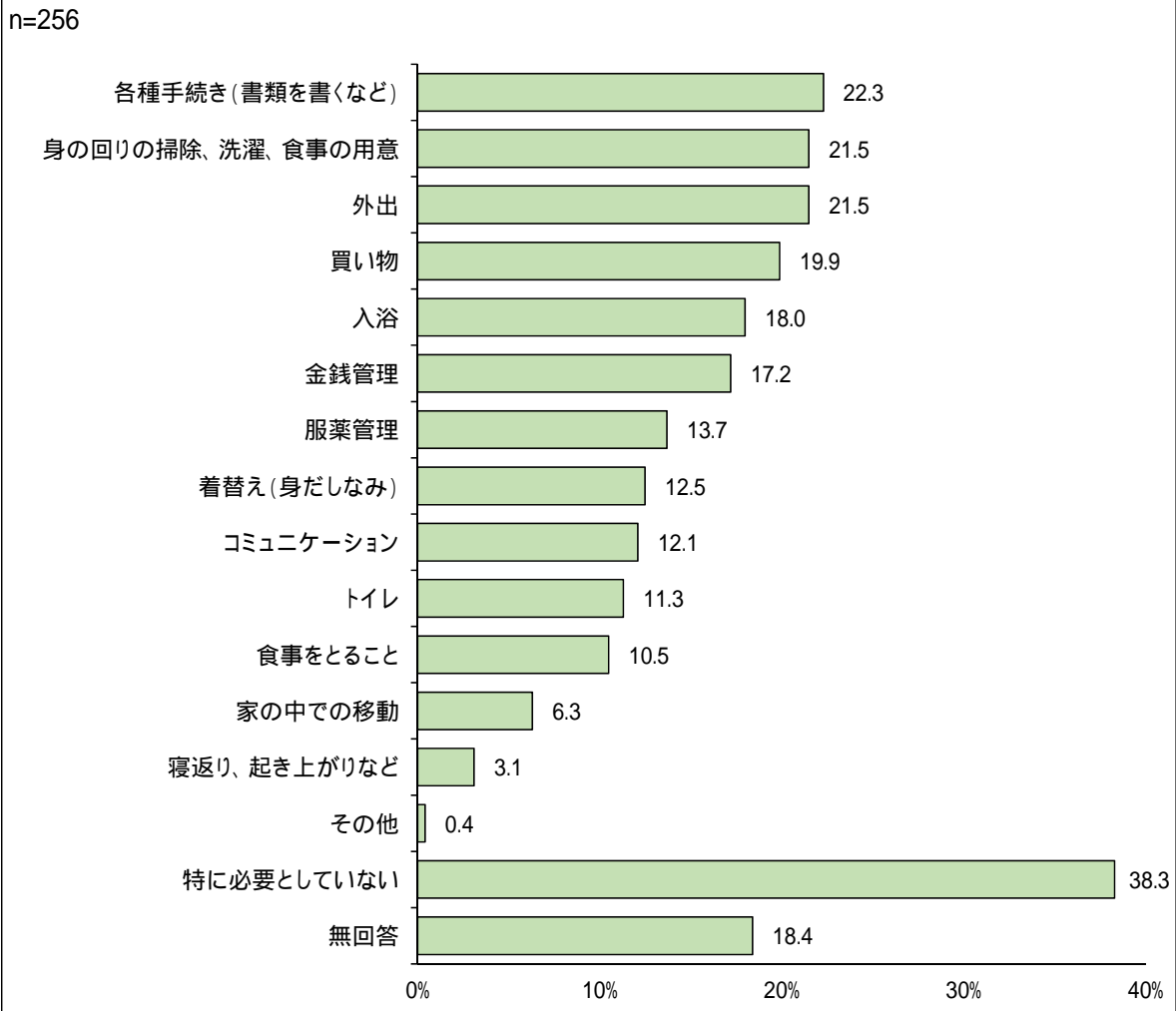
あなたが、今、町の施策や事業などで困っていることは何ですか。(〇は3つまで)



町の施策や事業で困っていることでは、「特に困っていない」が25.4%で最も多くなっていますが、「生活費に余裕がなく、経済的に困っている」(14.1%)、「障害者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」が推進されていないこと」(11.3%)、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」(8.6%)などが上位にあげられています。

■必要としている支援

あなたが必要とする支援はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



必要とする支援については、「特に必要としていない」が38.3%で最も多くなっていますが、「各種手続き(書類を書くなど)」(22.3%)、「身の回りの掃除、洗濯、食事の用意」、「外出」(ともに21.5%)、「買い物」(19.9%)などが上位にあげられています。

第2部

障害者計画

第2部 障害者計画

第1章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念と施策体系

美里町障害者計画は、障害のある人もない人も、すべての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切に、生き生きと生活できる地域社会づくりを目指しており、その基本理念として、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」を掲げています。

また、平成25（2013）年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念の中には、「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資する日常生活・社会生活の支援」が掲げられています。

障害者の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し、援助することが必要です。一方、障害者の生活については、日常生活における質的向上や、一人の町民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障害者に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指すことが必要です。

これらの理念に基づき、美里町第5期障害者計画では引き続き「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」に向けて取り組みます。

■基本理念

ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えが
いきわたった社会をすべての町民の参画により実現する

2 基本目標

(1) 基本目標1 お互いが人格と個性を尊重し合う共生社会づくり

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や交流活動に取り組むほか、地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、様々な社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

(2) 基本目標2 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障害者が安心して暮らせる環境を作るには、福祉サービスを必要な時に、必要な量を利用できるよう、提供体制を充実させる必要があります。また、福祉サービス事業や医療機関等の連携を強化し、障害者の情報を共有し包括ケア体制の充実を推進します。

(3) 基本目標3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備

地域における障害者の生活を支えるにあたっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の町民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。そのため、町民の福祉意識の向上に取り組み、「地域福祉」の活動を推進するとともに、福祉サービスに関する情報提供や窓口の充実も推進します。

(4) 基本目標4 個性と可能性を伸ばす教育の充実

障害児が健やかに育ち学ぶためには、障害の特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、特別支援教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。また、障害のない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。さらに、特別支援学級等の充実により、教育的ニーズのある児童・生徒への対応を推進します。

(5) 基本目標5 多様な活動を支えるまちづくりの推進

障害者が自由に外出するにあたっては、道路や建築物がユニバーサルデザインであることが大切です。また、町内の公共交通機関が不十分な面もあることから、福祉有償運送等の移送サービスを充実させ、障害者の外出の機会を確保することが重要です。相談支援体制の整備をはじめとして、地域での見守りや災害時に支援する体制づくりなど、ともに安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

3 施策の体系



第2章 施策の展開

基本目標1 お互いが人格と個性を尊重し合う共生社会づくり

【今後の方向性】

ノーマライゼーションの理念がいきわたった福祉社会づくりには、障害の有無にかかわらず、すべての町民の参加と障害者への理解・交流の促進が必要となります。そのため、広報やボランティア活動を通じた福祉意識の普及・啓発に努めると共に、障害福祉サービスや地域行事への参加を促す情報提供や相談体制の充実に努めます。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 啓発・広報の充実 2 ボランティア活動の促進 3 相談体制の充実 4 情報収集・提供の充実
-------	--

1 啓発・広報の充実

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の人々の障害への理解を広げ、障害のある人への配慮が広く地域で実践されることが必要です。

障害者への理解（こころのバリアフリー）

取 組	内 容
① 障害の理解の促進	○障害との共生社会について町民が理解できるよう広報への情報掲載や福祉パンフレットを作成し、福祉意識の普及・啓発に努めます。
② 障害者への理解の促進	○障害者の交流機会の拡大を図るため、町民祭等への参加を呼びかけます。 ○精神障害や発達障害、高次脳機能障害など見えない、わかりにくい障害に対する正しい情報と知識を提供し、お互いが理解し、住みやすい地域づくりを目指します。

③ 障害者週間[12月3日～12月9日]の周知	○民間団体等と連携協力を図りながら、障害者週間にイベントや広報活動を行い、共生社会への理解普及に努めます。
-------------------------	---

2 ボランティア活動の促進

障害福祉を推進する上で、だれもが他者のことを思いやり、必要な場面で適切な援助を行うことが望まれます。

地域の中で障害のある人をサポートできる人を増やすため、ボランティアの活動、交流や育成等を推進します。

(1) 多様なボランティア活動の促進

取 組	内 容
① 手話ボランティア活動の促進	○聴覚障害者の活動や社会参加を促進するため、手話ボランティアの確保と育成、活動の促進を図ります。そのため、児玉郡市との連携により開催している手話講座の充実を図ります。
② 有償ボランティアの利用促進	○商工が行っている有償ボランティア「元気で安心！ふれあいサービス事業」の周知と利用促進を図ります。
③ その他の活動の推進	○町社会福祉協議会を中心に行っているボランティア講座等を支援し、多様なボランティア活動の推進を図ります。そのため、障害者のニーズに基づいたボランティアメニューの充実を図ります。 ○町内または近隣で活躍するボランティア団体の活動を、広報紙等で紹介し、ボランティアに興味のある方への参加を促します。 ○障害者団体の育成を進め、活動の支援を行います。

(2) ボランティアセンターの充実

取 組	内 容
① ボランティアセンターの充実	○町社会福祉協議会を中心に、ボランティアの育成と確保、コーディネート、各種情報の提供、相談等を行う場の充実を図ります。 ○ボランティア団体同士、ボランティア団体と障害者団体等各種団体の連携強化を支援します。

3 相談体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアの考え方を念頭に、身近な地域で相談支援を受けることができ、また様々な障害種別に対応することができるよう、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

取 組	内 容
① 身近な相談窓口の充実	○障害者が役場や保健センター等で気軽に相談できるよう、窓口体制の確立を図ります。 ○役場や保健センターの窓口にとどまらず、保健師やヘルパー、民生・児童委員、ボランティア団体の活動が相談の窓口ともなるよう幅広い窓口を確保します。
② 専門機関との連携の確立	○県の機関や教育、福祉、就労、医療施設や関連機関等との連携を図り、専門的サービスの提供の充実を図ります。
③ 相談支援センターの活用	○児玉郡市の市町が共同し、障害者相談支援センターの更なる周知と利用促進を図ります。
④ 「サポート手帳」の活用促進	○発達障害児が幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられるよう、また、様々な場面で障害の特性を理解してもらうため、「サポート手帳」の普及と活用を促進します。

4 情報収集・提供の充実

情報通信技術の活用により、障害のある人のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援するとともに、情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、誰にとっても情報バリアフリーな社会の形成を図ります。

(1) 情報収集の充実

取 組	内 容
① 情報収集の充実	○役場や保健センター、町社会福祉協議会等における情報提供窓口の充実を図ります。そのため、情報の集約される拠点とのネットワークによる情報の共有化システムを確立します。 ○障害者施策に関する情報や障害者個人の情報を共有化する組織作りを目指します。 ○役場内関連部局の連携を強化します。

(2) 情報提供の充実

取 組	内 容
① 窓口の充実	○役場や保健センター、町社会福祉協議会等における情報提供窓口の充実を図ります。
② 広報の充実	○広報紙や福祉パンフレットをはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図ります。 ○町内で活躍するボランティア団体の活動を、広報紙や町民祭等で紹介します。 ○健康診査受診について、広報紙へ掲載し、役場や保健センター等での相談機会の際に周知します。 ○防災マップを作成し、普及徹底を図ります。
③ 通信機器の利用促進	○電話、ファクシミリ、携帯電話、ホームページ等、多様な通信機器の利用による情報提供の充実を図ります。

基本目標2 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障害のある人の健康を維持し、障害を軽減するために、難病対策やリハビリテーションの充実を図ります。

また、発達障害への早期対応を含めて障害の早期発見・早期療育の推進、障害の原因に対応した疾病対策等障害予防の推進に努めるとともに、うつ病など心の病の予防と精神疾患等の正しい理解について地域の精神保健対策を推進します。

保健・医療施策と福祉施策の効果的な連携を推進し、保健・医療・福祉のネットワークを充実します。

施策の方向	<p>1 健康づくり、障害の予防・軽減対策の推進</p> <p>2 保健・医療対策の充実</p>
-------	--

1 健康づくり、障害の予防・軽減対策の推進

障害のある児童の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

脳血管障害等の疾病を原因として障害を持つことになった人や高齢期で障害のある人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若年期からの生活習慣病対策、介護保険事業・地域支援事業（介護予防事業）の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

（1）健康づくり、障害の予防・軽減対策の推進

取 組	内 容
① 健康づくりの推進	<p>○運動教室や健康教室を開催し、生活習慣改善を呼びかけます。</p> <p>○健康診断や各種健康診査の充実、受診率の向上を図ります。</p> <p>○糖尿病、脳卒中、心臓病等の疾病の予防、早期発見に努めます。</p>
② 機能訓練の充実	<p>○保健センターにおける機能訓練の充実を図ります。</p> <p>○訪問による機能訓練の充実を図ります。</p>

③ 訪問指導の充実	○保健師等の訪問指導を推進します。 ○定期的な訪問指導体制の充実を図ります。
-----------	---

(2) 早期療育体制の充実

取 組	内 容
① 早期発見の推進	○安心・安全な妊娠・出産ができるように、保健センター等で母子保健の充実を図ります。 ○乳幼児健診やことばの相談または保育所への訪問指導等の早期発見、フォロー体制の充実に努めます。
② 療育相談・指導の充実	○保健センターにおいて、保健師等の専門職員による療育相談、親子教室の開催等で指導の充実を図ります。 ○県、児童相談所、医療機関との連携を強化します。 ○親の会や障害者団体等が行う活動を支援します。 ○障害児等療育支援事業との連携を図ります。

2 保健・医療対策の充実

障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉のサービスを必要なときに適切に受け取ることができるよう、保健・医療・福祉の連携を推進し、提供体制の充実を図ります。

(1) 保健サービスの充実

取 組	内 容
① 保健相談の充実	○保健センターにおいて、障害者や難病患者に対する相談の充実を図ります。
② 健康診査受診機会の充実	○送迎等の実施を検討し、障害者の健康診査受診を促進します。 ○医療機関との連携を強化し、健康管理の充実を促進します。 ○健康診査受診について、広報紙へ掲載し、役場や保健センター等での相談機会の際に周知します。
③ 歯科保健の推進	○外出の困難な障害者のため、訪問歯科指導を検討します。 ○歯科予防業務の充実を図ると共に、歯科医療機関との連携を強化します。

(2) 医療体制の充実促進

取 組	内 容
① 障害者の受診機会の確保	○医療機関との連携を強化します。 ○通院のための移送サービスの充実等に努め、受診機会の確保を図ります。
② 歯科診療体制の充実	○通院及び訪問による歯科診療の充実を図ります。 ○医療機関との連携を強化します。
③ 医療費の軽減対策の推進	○医療費の負担軽減のため、重度心身障害者医療費制度や県が行っている特定疾患医療給付制度など公費負担制度の周知と利用を促進すると共に、適用の拡大を関係機関に要請していきます。

(3) 難病患者とその家族への支援

取 組	内 容
① 難病患者短期入所事業	○難病患者の介護を行う家族が疾病等の事情により介護できない場合、一時的に施設に入所することにより、患者と家族の負担を軽減します。
② 難病患者ホームヘルプサービス	○難病のために日常生活を営むのに支障がある難病患者の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活の困難さの解消を図ります。
③ 難病患者日常生活用具給付	○難病患者の日常生活の不便さを補うための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

基本目標3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備

高齢化の進展などにより、障害のある人の数が年々増加するとともに、障害の重度化・重複化が進んでいます。

障害者自立支援法の施行により、障害種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、障害のある人の生活を支える福祉サービスの体系が見直されました。

地域での生活を希望する障害のある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスを充実していくこと、また適切なサービス提供をするための人材の養成や確保が必要です。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅福祉サービスの充実 2 就労環境の充実 3 施設福祉サービスの充実 4 ケアマネジメントの確立
-------	--

1 在宅福祉サービスの充実

在宅におけるホームヘルプや入浴サービス、ガイドヘルプサービスなどの人的サービスから、補装具や日常生活用具の給付・貸与サービスまで、障害のある人が可能な限り、住み慣れた居宅において安心して生活を営んでいくための在宅福祉サービス提供体制の充実が求められます。

(1) 利用しやすい体制づくり

取 組	内 容
① 障害福祉サービス内容の周知の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙や福祉パンフレットをはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。 ○障害福祉サービスについて、役場や保健センターでの相談機会の際に周知します。
② 相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の立場に立った相談の充実を図り、専門的な相談への対応や、訪問による相談等、多様な対応を行います。 ○保健、医療、福祉、就労、教育等、関係機関の連携を強化します。

(2) 在宅福祉サービスの推進

取 組	内 容
① ホームヘルプサービス等在宅福祉サービスの充実	○障害の種類や程度に応じたケアのできるヘルパーの確保と養成を図り、サービスの充実を図ります。
② 短期入所事業の充実	○福祉施設との連携により、短期入所のためのベッドの確保を図ります。
③ 相談支援事業の充実	○児玉郡市が共同し、相談支援事業を実施します。
④ 日常生活用具及び補装具の給付、貸与事業の充実	○日常生活用具、補装具の利用促進を図ります。

(3) 生活支援の充実

取 組	内 容
① グループホーム等の設置支援	○グループホームやケアホーム等の運営に対する支援、入居する障害者への支援の充実を図ります。 ○グループホームやケアホーム等の施設の設置について支援を行います。
② 障害児学童保育の充実	○障害児の放課後の生活の場の確保のため、学童保育施設の整備と障害児の受入を促進します。
③ 障害児(者)生活サポート事業の推進	○在宅福祉サービスを中心としつつ、障害者の生活支援を行うため、障害児(者)生活サポート事業の推進を図ります。
④ コミュニケーション支援事業の充実	○児玉郡市との連携により、手話通訳者の確保を図ります。

(4) 経済的支援の充実

取 組	内 容
① 各種年金・手当等の利用促進	○障害者及び家庭の安定のため、各種年金や手当、割引制度等の経済的支援制度について周知し、利用の促進を図ります。 ○制度の充実や新制度の導入について関係機関へ要請していきます。
② 住宅改修費助成制度の充実	○障害者が在宅で生活できるよう、助成制度の充実と利用の促進を図ります。
③ 自動車等燃料費助成制度の充実	○障害者の社会参加を促進するため、自動車等燃料費助成制度の充実を図ります。
④ 福祉タクシー助成制度の充実	○障害者の社会参加を促進するため、福祉タクシー助成制度の充実を図ります。
⑤ 情報提供の充実	○広報紙や福祉パンフレットをはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。

2 就労環境の充実

就労は、障害のある人にとって、生きがいづくりや社会参加という大きな役割を持ち、自立した生活に最も必要とされる経済的基盤を築くものです。

事業者への理解を深め、雇用の促進を図るとともに、障害の状況により一般的な就労が困難な場合に対して、福祉的就労の場である就労継続支援事業や地域活動支援センター事業への参加促進等、障害のある人の自立を支援していくことが大切になっています。

(1) 関係機関との連携の促進

取 組	内 容
関係機関との連携の促進	○ハローワークや児玉郡市障がい者就労支援センター・障害者就業生活支援センターこだま等との連携を強化し、障害者の職業的自立を支援します。

(2) 雇用機会の拡大

取 組	内 容
雇用機会の拡大	○障害者が職場に適応できるよう、職場に出向いて直接支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業や、障害者を新たに雇い入れることで作業施設や設備の改善をする等の経済的負担に配慮した助成金の制度について周知し、障害者の雇用を促進します。

(3) 就労環境の充実

取 組	内 容
① 雇用環境の整備支援	○民間企業等において障害者を雇用しやすくするよう、施設整備の改修等への支援を行うと共に、その旨を周知します。
② 就労の援助体制の整備	○障害者の就労を促進するため、公共交通機関等の移動の手段の確保をはじめとしたきめ細かい支援体制づくりを推進します。

(4) 就労支援の充実

取 組	内 容
① 就労移行支援事業の推進	○一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進します。
② 就労継続支援事業の推進	○一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を推進します。

3 施設福祉サービスの充実

福祉施設は入所だけでなく、身体機能の回復のためのものや、介護者の負担を軽減する、もしくは緊急時に対応するためのものなど様々であるため、施設利用へのニーズを正確に把握し、県や近隣及び圏域市町と調整を図りながら、利便性を図っていく必要があります。

施設福祉サービスの充実

取 組	内 容
① 入所施設の確保	○在宅での生活が困難な障害者が、入所により生活訓練や機能訓練を行う更生施設等の確保に努めます。
② 利用施設の整備	○障害者の生活支援の拠点として、生活支援の他、情報の収集・提供等を行う施設等の整備に努めます。

4 ケアマネジメントの確立

相談からサービス利用まで、障害者の特性に合わせ一貫して適切な支援が行えるよう、関係機関が連携するとともに、人材育成をすることにより、地域のケアマネジメント体制の充実が必要です。

(1) サービス利用計画体制の拡大

取 組	内 容
サービス利用計画体制の拡大	○障害者に必要なサービスを提供できているかどうかすべての利用者の計画を一定期間で再評価（モニタリング）し、不足しているサービスがあれば、それを提供できるような体制づくりを進めます。

(2) 権利擁護制度等の検討

取 組	内 容
権利擁護制度等の検討	○サービスを利用している人からの苦情・問題等を受け付け、調査のうえ、改善等の指示を行い、利用しやすいサービス体制の促進に努めます。 ○「成年後見人制度」にかかる費用を助成することにより、利用が必要と思われる知的障害・精神障害者の権利擁護に努めます。 ○障害者への虐待に関する相談窓口を設け、関係機関と連携しながら発生時に迅速に対応できるよう努めます。

基本目標4 個性と可能性を伸ばす教育の充実

すべての障害のある児童の乳幼児期から教育期間修了後の就労対策をはじめ、人生の節目となる主なライフステージごとに、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、切れ目なく総合的・継続的に対応できるように支援ネットワークの構築を目指します。

発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるような相談体制及び支援体制の整備を図ります。

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 1 就学支援・教育相談の充実 2 特別支援教育の充実 3 文化・スポーツ活動への参加促進
-------	--

1 就学支援・教育相談の充実

障害のある児童の社会的・職業自立を促進するためにも、就学・進学指導及び教育相談等の支援体制をより充実させるとともに、医療・保健・福祉・教育・労働等の広範囲な視点から適切な対応が求められています。

(1) 就学相談の充実

取 組	内 容
① 相談の充実	○小学校入学に当たって行う障害児就学支援委員会等、就学支援の充実を図り障害のある幼児・児童・生徒に最も適した教育の推進を図ります。
② 情報提供の充実	○母子保健事業や保育園・幼稚園等との連携を強化し、障害のある幼児の保護者への情報提供の充実を図ります。

(2) 教育相談体制の充実

取 組	内 容
① 全町的な教育相談体制の確立	○障害のある児童・生徒を支援するために、臨床心理士による巡回相談を町内すべての学校で実施します。 ○町内すべての幼稚園、保育園、小・中学校に在籍する障害のある幼児・児童・生徒とその保護者を対象に、臨床心理士による巡回相談を実施します。
② 校内特別支援教育体制の充実	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内推進組織の充実を図ります。 障害のある児童・生徒への支援を充実させるために、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成いたします。

2 特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒にとっては専門性に基ついた教育と同時に、障害のない児童・生徒たちとともに学び育ち合える教育が必要です。国では障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒が地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備を進める「インクルーシブ教育」に向けた整備を進めています。

(1) 研修の充実

取 組	内 容
研修の充実	○特別支援教育への理解を深め実践力を身につけることを目的に、臨床心理士を交えた研修会を開催し、町内全教職員の資質向上に努めます。

(2) 交流及び共同学習の充実

取 組	内 容
① 児童・生徒との交流の推進	○学校教育において通常の学級に通う児童・生徒と障害のある児童・生徒の交流を推進します。
② 地域社会との交流の推進	○障害のある児童・生徒と、ボランティアで活躍する方々等地域社会との交流を推進します。

(3) 学校施設の整備

取 組	内 容
学校施設の整備	○学校施設のバリアフリー化や障害に応じた施設の整備を推進します。

3 文化・スポーツ活動への参加促進

障害のある方が、楽しみのある生活づくりに自ら取り組んでいけるよう、鑑賞・参加、創作などの、文化・スポーツ活動などへの積極的な関わりを促していきます。また、それぞれの生活をいっそう地域に根ざしたものとしていけるよう、地域活動や行事等との関係の結び結びなどに対する支援を進めていきます。

文化・スポーツ活動への参加促進

取 組	内 容
① 施設の整備	○障害者の文化・スポーツ活動推進のため、障害者の利用に配慮した整備、改修を推進します。
② 事業の実施	○障害者向けの文化・芸術・スポーツ事業や障害者も参加できる事業を、障害者や障害者団体のニーズを踏まえながら検討し実施します。
③ 指導者の養成	○障害者の行う文化・芸術・スポーツ活動の支援が適切にできるよう、指導者を確保、研修等を実施します。
④ 団体の育成	○障害者が文化・芸術・スポーツ活動に参加しやすくなるよう、障害者団体の育成を進め、活動の支援を行います。

基本目標5 多様な活動を支えるまちづくりの推進

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちとは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザインの視点から(注)、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、地域の防犯・防災体制の強化、様々な観点からの移動手段の確保などを図っていくことで、安全で不安なく暮らせる地域社会づくりを進めていきます。

(注)ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none">1 埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及2 障害者向け住宅の整備3 建築物等の整備4 移動・交通手段の充実5 防災・防犯の充実
-------	--

1 埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及

県では高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる地域社会の実現は、県民すべての願いでありこうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、一人ひとりが社会連帯の理念に基づいて福祉のまちづくりに取り組み、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を制限している様々な障壁を取り除いていくことが必要であるとされております。

また、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、すべての県民が安心して生活することができる豊かで住みよい埼玉をつくるため、この条例を制定しております。

本町では県が制定している福祉のまちづくり条例について、その普及を図り、福祉のまちづくりを推進します。

埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及

取 組	内 容
埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及	<p>○県が制定している福祉のまちづくり条例について、その普及を図り、福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>○平成18年12月に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称「ハートビル法」平成6年制定)と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称「交通バリアフリー法」平成12年制定)を統合した、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」)が施行しました。この法律に基づき、障害者の日常生活及び社会生活における移動や施設利用上の利便性や安全性の向上を図り、重点整備地区のバリアフリー化を推進します。</p>

2 障害者向け住宅の整備

障害のある人の住まいの場が確保され、障害に応じた必要な支援が受けられるよう、入所施設やグループホーム等のサービスの充実を促進します。また、障害のある人が住み慣れた家庭で生活しやすいよう、住宅の改修や整備などについての情報提供や相談体制の充実に努めます。

障害者向け住宅の整備

取 組	内 容
① 住宅改修の支援	<p>○在宅での生活が可能となるように行う住宅の改修について、改修費助成の充実等の支援を推進します。</p> <p>○改修を促進するため、制度の充実を図ります。</p>
② グループホーム等の支援	<p>○グループホーム等の運営に対する支援、入居する障害者への支援の充実を図ります。</p> <p>○グループホーム等の施設の設置について支援を行います。</p>

3 建築物等の整備

障害のある人等の移動円滑化と公共施設利用のしやすさの向上を図るため、「新バリアフリー法」に基づいてユニバーサルデザインの考え方に配慮した環境の整備推進を図ります。

建築物等の整備

取組	内容
① 公共施設のバリアフリー化	○県の福祉のまちづくり条例に基づいて既存の公共施設等のチェックを行い、適合しない施設については、改修計画を作成し、整備を推進します。
② 民間施設、重点整備地区のバリアフリー化	○人の集まる民間施設について、県の福祉のまちづくり条例に基づいた整備を関係機関に要請していきます。 ○役場、病院等、障害者の生活にとって重要な施設のある地区を重点整備地区とし、バリアフリー化の推進を検討します。

4 移動・交通手段の充実

障害のある人の移動手段の確保は個々の場面において様々な困難があることから、生活する地域の交通事情に則した移動の支援策を講じる必要があります。

日常生活のための重要な交通手段である鉄道や路線バス、タクシーなどの公共交通機関は、施設面や運行面で、障害のある人への一層の配慮が求められます。

移動・交通手段の充実

取組	内容
① 移動ニーズ支援	○公共交通機関の不便さを補うため、福祉タクシー助成制度を今後も行います。また介護タクシーの充実を事業所に働きかけていきます。
② 自動車の利用支援	○障害者の自家用車の利用に促進するために自動車改造費の助成や、免許取得時の経費の助成などの制度の周知と利用促進を図ります。 ○自動車による外出を支援するため、燃料費の補助等の周知と利用促進を図ります。

③ 歩行空間の整備	<p>○県の福祉のまちづくり条例を基本として、歩道の設置と段差の解消を推進します。</p> <p>○「高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法）」に基づき、公共施設や病院、また商業施設等、障害者の生活に関連あると思われる施設に、車いす用の駐車スペースの確保を要請します。</p>
-----------	---

5 防災・防犯の充実

障害のある人が安心して安全に暮らせるよう、関係機関と連携し、災害時の情報伝達体制や避難支援体制の整備が必要です。

また、地域における防犯活動を支援し、必要な情報提供等を通じて、防災・防犯意識の向上が必要です。

（1）防災体制の充実

取 組	内 容
① 災害マニュアルと防災ガイドブックの普及	<p>○災害時に障害者が的確に避難等の対応ができるよう、その体制づくりと普及徹底を進めます。</p> <p>○防災ガイドブックを作成し、普及徹底を図ります。</p> <p>○救急医療情報キット（連絡先、主治医、服薬情報、障害に対する配慮事項等、緊急時に必要な情報を記載し、冷蔵庫に保管するもの）の配布をします。</p> <p>○消防署や医療機関等と連携を図ります。</p>
② 避難道路の確保	○避難場所までの道路が確保できるよう沿道の整備を進めます。
③ 福祉避難所の確保	○障害者にとっての避難所として福祉避難所を確保します。
④ 自主防災組織の設置	○障害者の避難や誘導を援助する自主防災組織作りとその育成を図ります。
⑤ 避難訓練の実施	<p>○障害者や介護者も含めた防災訓練を実施します。</p> <p>○消防署や公共交通機関、民間施設等と連携し、避難訓練を実施するよう要請します。</p>

⑥ 避難行動要支援者支援制度の周知	○災害時に避難誘導・安否確認・救助等の支援がいち早く受けられるために制度の周知をし、制度利用の推進を図ります。
⑦ オスメイトのためのストマランニング備蓄の制度	○災害時においても、ストマの使用に支障をきたさないよう、県とも連携を図りながら、ストマ装具備蓄体制を整備します。

(2) 防犯体制の確立

取 組	内 容
① 地域安全運動の推進	○障害者が犯罪に巻き込まれる事のないよう、民生・児童委員・警察や事業所との連携を強化し、地域における見守り体制の充実に努めます。
② 緊急時の情報システムの整備	○障害者が緊急通報できるよう、一人ひとりの状況に応じた対応を検討し、導入します。 ○聴覚または音声・言語機能障害者には「ファクシミリ 110 番」(0120-264110)の普及を図ります。

第3部

障害者福祉計画・障害児福祉計画

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の概要

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

平成28(2016)年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布(平成30年4月施行)され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会(障害者部会)での議論等を経て、国の定める基本指針(平成29年厚生労働省告示第116号)が告示され、市町村が平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までに障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本町においても、美里町障害福祉計画(第5期)及び美里町障害児福祉計画(第1期)を策定するものです。

なお、障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、新たに策定が義務付けられました。これまで本町では、障害児通所支援及び障害児相談支援での目標数値等を障害福祉計画の中で示してきたことから、障害児福祉計画(第1期)は、障害福祉計画(第5期)と一体的な計画として作成することとします。

2 平成 32 年度の目標値

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域移行を進める観点から、平成 29 年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立支援事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとされています。

項目	数 値	考 え 方
①平成 29 年度末の施設入所者数	13 人	
②平成 32 年度末の地域生活への移行者見込み	2 人	①の 9%以上が地域移行すると見込む
③平成 32 年度末時点施設入所者見込み	11 人	①の 2%以上を削減目標とする

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することとされています。本町においても保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置及び地域包括ケアシステムを構築することを目標としていきます。

項目	目 標	考 え 方
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とするとされています。地域生活支援拠点とは、地域での暮らしの安心感を担い、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保など、今後障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施設（それぞれの機能を分担した面的な整備もある。）をいいます。本町においても児玉郡市自立支援協議会にて検討を行い、地域生活支援拠点等を整備することを目標

としていきます。

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1	平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に整備する

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値、就労移行支援事業の利用者数の増加の目標値、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加の目標値について設定されています。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」において、市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画において、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましいとされています。

項目	数値	考え方
①平成 32 年度中の一般就労への移行者数	2	福祉施設からの一般就労者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする
②平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数	4	就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加させる
平成 32 年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上
④平成 32 年度の就労定着支援による職場定着率の増加	75%	就労移行支援事業利用者の支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。また、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。

本町においても検討を行い提供体制の整備をすることを目標としていきます。

項 目	目 標	考 え 方
①児童発達支援センターの設置	1	平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上設置する
②保育所等訪問支援事業の実施	1	平成 32 年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

第2章 第4期の評価と第5期（第1期）サービス見込量

障害福祉計画（第4期）の実績を踏まえ、平成32年度に向けて、平成30年度から平成32年度の3年間の計画期間として各年度における見込量を設定します。

訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援【新規】 ○療養介護 ○短期入所（ショートステイ） ○自立生活援助【新規】
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活介護（グループホーム） ○施設入所支援
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援【新規】 ○福祉型児童入所支援 ○医療型児童入所支援 ○障害児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○理解の促進・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業

	<ul style="list-style-type: none">○基幹型相談支援センター事業○基幹型相談支援センター等機能強化事業○住宅入居等支援事業○成年後見制度利用支援事業○成年後見制度法人後見支援事業○意思疎通事業○日常生活用具給付等事業○手話奉仕員養成研修事業○移動支援事業○地域活動支援センター機能強化事業【任意事業】◎日中一時支援事業◎スポーツ・レクリエーション教室開催事業
--	---

1 自立支援給付のサービスと見込量

(1) 在宅生活を支援する訪問系サービス

サービスの見込量については、居宅介護利用者を基礎として、平成 28 年度の実績をもとに、設定しました。在宅生活を支援するために、事業所との連携を図りながら、日常生活上の困難さを少しでも軽くできるよう努めます。

① 居宅介護（介護給付）

居宅において、入浴、排せつまたは食事の介護などの援助を行います。

② 重度訪問介護（介護給付）

重度の障害者で常に介護を必要とする人に居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理や洗濯などの家事援助、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。

③ 同行援護（介護給付）

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護など必要な援助を行います。

④ 行動援護（介護給付）

知的または精神障害により常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するための援護や、外出時の介護など行動に必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援（介護給付）

重度の障害者等で常に介護を必要とし、介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの実績と見込量

サービス名	区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画	利用者 (人/月)	8	10	12	9	11	13
		量の見込 (時間/月)	188	218	240	117	143	169
	実績	利用者 (人/月)	6	5	5	-	-	-
		量の見込 (時間/月)	76	51	54	-	-	-

※平成29年度は実績見込み

(2) 通所施設等日中活動系サービス

サービス量の見込については、平成28年度の実績をもとに、設定しました。サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズに合った日中活動機会の提供に努めます。

また、児玉郡市障がい者就労支援センター等との連携をさらに密にすることにより、就労支援と雇用推進に努めます。

① 生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、主に昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動または生産活動の機会の提供などを行います。

② 自立訓練（訓練等給付）

機能訓練：身体障害者に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練等を行います。

生活訓練：知的障害者または精神障害者に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力向上のための訓練を行い、併せてサービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。

③ 就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援（訓練等給付）

A型：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

B型：一般企業等での就労が困難な人や一定の年齢に達している人に一定の賃金水準の下で、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図ります。雇用契約は必要としません。

⑤ 療養介護（介護給付）

医療を要する障害者で常時介護を必要とする人に、主に昼間において、病院等で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護などを行います。

⑥ 短期入所（ショートステイ）（介護給付）

自宅で介護する人が病気などで介護が出来ない場合、短期間、障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

⑦ 就労定着支援

一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業です。

⑧ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う事業です。

■短期入所・日中活動系サービスの実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	計画	利用者 (人/月)	29	31	33	35	37	39
		量の見込 (人日/月)	635	678	722	665	703	741
	実績	利用者 (人/月)	29	32	31	-	-	-
		量の見込 (人日/月)	628	628	614	-	-	-
自立支援(機能訓練)	計画	利用者 (人/月)	3	3	3	0	1	1
		量の見込 (人日/月)	58	58	58	0	22	22
	実績	利用者 (人/月)	1	0	0	-	-	-
		量の見込 (人日/月)	25	0	0	-	-	-
自立支援(生活訓練)	計画	利用者 (人/月)	0	1	1	0	1	1
		量の見込 (人日/月)	0	20	20	0	22	22
	実績	利用者 (人/月)	1	0	0	-	-	-
		量の見込 (人日/月)	9	0	0	-	-	-
就労移行支援	計画	利用者 (人/月)	3	4	4	2	3	4
		量の見込 (人日/月)	54	72	72	26	39	52
	実績	利用者 (人/月)	1	2	2	-	-	-
		量の見込 (人日/月)	20	37	26	-	-	-

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の概要

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援(A型)	計画	利用者 (人/月)	1	2	2	1	2	2
		量の見込 (人日/月)	22	44	44	22	44	44
	実績	利用者 (人/月)	1	1	1	-	-	-
		量の見込 (人日/月)	22	21	22	-	-	-
就労継続支援(B型)	計画	利用者 (人/月)	23	24	26	26	28	30
		量の見込 (人日/月)	460	480	528	468	504	540
	実績	利用者 (人/月)	23	23	23	-	-	-
		量の見込 (人日/月)	446	440	442	-	-	-
療養介護	計画	利用者 (人/月)	1	1	1	2	2	2
	実績	利用者 (人/月)	1	2	2	-	-	-
短期入所	計画	利用者 (人/月)	6	7	7	7	8	9
		量の見込 (人日/月)	90	105	105	105	120	135
	実績	利用者 (人/月)	5	6	7	-	-	-
		量の見込 (人日/月)	90	96	98	-	-	-
就労定着支援	実績	利用者 (人/月)	-	-	-	0	1	1
		量の見込 (時間/月)	-	-	-	-	-	-
自立生活援助	実績	利用者 (人/月)	-	-	-	0	1	1
		量の見込 (時間/月)	-	-	-	-	-	-

※平成29年度は実績見込み

(3) 入所施設等居住系サービス

居住系サービスの利用は、平成28年度の実績をもとに、今後単身での生活が困難である人のための地域における居住の場としてのグループホームの需要の拡大を見込み、設定しました。事業所との連携を図りながら、周知と支援に努めます。

① 共同生活援助（グループホーム）（訓練等給付）

主に夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援（介護給付）

施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活のサービスを支援します。

■入所施設等居住系サービスの実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	利用者 (人/月)	14	15	16	17	18	19
	実績	利用者 (人/月)	16	18	17	-	-	-
施設入所支援	計画	利用者 (人/月)	16	16	16	13	13	14
	実績	利用者 (人/月)	14	14	13	-	-	-

※平成29年度は実績見込み

(4) 相談支援

計画相談支援は障害福祉サービス等の利用者全員が対象となっていることから、今後も利用が伸びるものと見込み設定しました。事業所との連携を図りながら、支援に努めます。

地域相談支援は地域移行の促進に有効なサービスですが、現状では利用希望者はありません。今後サービス提供体制の確保を図りながら、支援に努めます。

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象とし、サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院に向けて、支援を要する者に対し、地域における生活に移行するための支援を行います。

③ 地域定着支援

一人暮らしの障害者などを対象に、連絡体制を確保し、緊急事態等に対応します。

■相談支援の実績と見込み

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	計画	利用者 (人/月)	7	8	9	10	11	12
	実績		4	6	8	-	-	-
地域移行支援	計画	利用者 (人/月)	1	1	1	0	0	1
	実績		0	0	0	-	-	-
地域定着支援	計画	利用者 (人/月)	1	1	1	0	0	1
	実績		0	0	0	-	-	-

※平成29年度は実績見込み

(5) 自立支援医療

自立支援医療は指定医療機関による診察、治療、手術などの医療費を軽減する医療制度です。原則 1 割の自己負担が生じますが、所得や障害の程度に応じて、月当たりの負担額に上限が設定されています。

更生医療・育成医療・精神障害者通院医療があります。これらの負担軽減の制度の周知に力を入れ、円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

(6) 補装具

障害者が身体機能を補完・代替し、日常生活、または職業の能率の向上を図るものです。制度の周知と利用を促進し、適正な給付に努めます。

■障害種別補装具一覧

障害種別	種 目
肢体不自由	義肢（義手・義足）・装具（上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具）・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（一本杖を除く）・重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ・義眼・眼鏡(遮光・弱視)
聴覚障害	補聴器
身体障害児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便保持具

2 地域支援事業のサービスと見込量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を効果的・効率的に実施し、障害者の地域における自立と社会参画を促進するために行われます。また、地域生活支援事業には、(1)市町村において必ず実施しなければならない事業(必須事項)と、(2)町の状況に応じて柔軟に実施する事業から構成されています。

今後も利用者のニーズに柔軟に対応し、障害者が安心して地域で暮らせる地域生活支援事業の充実を図ります。

(1) 市町村における必須事業のサービスの種類及び内容

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害者等への理解を深めるために研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

② 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

障害者等の福祉に関する様々な問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害等の権利擁護のために必要な援助(相談支援)を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度の利用が有効であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与または住宅改修費を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活および社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

⑩ 地域活動支援センター事業

障害者等に、創作的活動または生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進・地域生活支援の促進を図ります。

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章 計画の概要

◎サービス毎の実績・見込量（必須事業）

（年間）

事業名	区分	実績		見込	計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)理解促進研修・啓発事業		0	0	0	0	0	1
(2)自発的活動支援事業		0	0	0	0	0	1
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施見込 個所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター		0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		0	0	0	0	0	1
住宅入居等支援事業		0	0	0	0	0	0
(4)成年後見制度利用支援事業		0	0	1	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業		0	0	0	0	0	0
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		74	81	136	88	95	102
手話通訳者設置事業		0	0	0	0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業 給付等見込み件数を記載。							
介護・訓練支援用具		1	0	0	2	2	3
自立生活支援用具		6	0	1	4	5	5
在宅療養等支援用具		0	1	3	1	1	2
情報・意思疎通支援用具		2	2	1	4	4	5
排泄管理支援用具		166	162	184	190	195	200
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		1	0	0	1	2	2
(8)手話奉仕員養成研修事業		-	1	1	1	1	1
(9)移動支援事業 「実利用見込箇所数」欄に実利用見込者数、「実利用見込者数」欄に延べ利用見込時間数を記載。	実施見込 箇所数	5	5	5	5	6	7
	実利用 見込者数	611	868	713	740	888	1,036
(10)地域活動支援センター事業	実施見込 箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用 見込者数	5	5	5	5	5	6

(2) 本町で実施する事業のサービスの種類と見込量

① 日中一時支援事業

障害者等に対し、日中活動の場を提供・見守りすることにより、家族の就労支援及び介護している家族の負担軽減を図ります。

② 身体障害者自動車改造費補助事業

自らが運転できるように自動車を改造しようとする身体障害者に対し補助金を交付し、社会参加と就労支援を促進します。

③ 身体障害者自動車運転免許取得費補助事業

運転免許を取得しようとする身体障害者に対し、補助金を交付し、自立更生を促進します。

■本町独自サービスの実績と見込量

事業名	実績		見込	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	4	5	6	7	8	9
自動車改造費補助事業	1	1	1	2	2	3
運転免許取得費補助事業	0	0	1	1	2	2

(3) その他の在宅福祉サービスの内容と見込量

本町では、障害者の重度化・重複化への対応や、障害者の地域での自立した生活を支援するため、今後も関係機関と連携を図りながら、障害者個人のニーズや障害の程度に応じたサービスを提供します。

① 在宅重度心身障害者手当事業

在宅で一定条件を満たした重度心身障害者に手当を支給します。

② 障害児・者生活サポート事業

一時送迎・外出援助・一時預かりなどのサービスを行います。

- ③ 自動車等燃料費補助事業
重度心身障害者や知的障害者を支援する家族が運転する自動車・バイクの運行に伴う燃料費の一部を助成します。
- ④ 福祉タクシー利用料補助事業
タクシー初乗り料金分の補助券を交付します。
- ⑤ 重度心身障害者医療費助成事業
重度心身障害者の保険診療の自己負担分を助成します。
- ⑥ 寝具洗濯乾燥消毒事業
在宅で寝具類の衛生管理が困難な方の布団の洗濯乾燥を行います。

■その他の在宅福祉サービスの実績と見込量

事業名	単位	実績		見込	計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
在宅重度心身障害者 手当	延べ件数	1,507	1,388	1,338	1,284	1,232	1,182
	延べ利用者数	120	111	112	109	106	103
障害児・者生活 サポート事業	延べ件数	103	86	76	80	80	90
	延べ利用者数	12	9	7	7	7	8
自動車等燃料費補助 事業	延べ件数	791	782	750	743	736	729
	延べ利用者数	72	68	68	67	66	65
福祉タクシー利用料 補助事業	延べ件数	322	304	260	244	229	215
	延べ利用者数	60	45	45	41	37	34
重度心身障害者 医療費助成事業	延べ件数	9,166	8,686	8,600	8,514	8,429	8,345
	延べ利用者数	347	327	317	304	292	280
寝具洗濯乾燥 消毒事業	延べ件数	12	12	12	12	12	12
	延べ利用者数	3	3	3	3	3	3

3 障害児支援事業のサービスと見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

児童発達支援・医療型児童発達支援障害児等に、日常における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練を行います。医療型児童発達支援では、併せて治療も行います。

② 放課後等ディサービス

就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。

③ 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■障害児通所支援サービスの実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援・医療型児童発達支援	計画	利用者(人/月)	2	2	2	1	1	1
		量の見込(日/月)	15	20	20	5	5	5
	実績	利用者(人/月)	2	2	1	-	-	-
		量の見込(日/月)	3	4	1	-	-	-
放課後等デイサービス	計画	利用者(人/月)	4	5	5	7	8	9
		量の見込(日/月)	100	125	125	140	155	170
	実績	利用者(人/月)	5	5	6	-	-	-
		量の見込(日/月)	95	94	110	-	-	-
保育所等訪問支援	計画	利用者(人/月)	0	0	1	0	0	1
	実績	利用者(人/月)	0	0	0	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	計画	利用者(人/月)	-	-	-	0	0	1
	実績	利用者(人/月)	-	-	-	-	-	-

(2) 障害児相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価と計画の見直し等を行います。

■障害児相談支援の実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	計画	利用者(人/月)	5	6	6	1	2	3
	実績	利用者(人/月)	1	0	1	-	-	-

第4部

計画の推進

第4部 計画の推進

第1章 各主体の役割

この計画を推進するにあたっては、障害及び障害者問題について社会的関心を高めていくとともに、障害者やその家族、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっています。

(1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障害者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障害者やその家族を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

(2) 学校

障害のある児童・生徒一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障害のない児童・生徒が障害のある児童・生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

(3) 団体

障害者関係団体などの役割は、障害者やその家族の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

(4) 企業

障害者が安定した生活を営むためには、障害者の雇用や障害者の適正と能力に応じて、障害のない人と共に生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

(5) 行政

行政の役割は、町民の総合的な福祉の向上を目指して広範にわたる障害者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障害者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、町民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていきます。

第2章 計画の周知

本計画に基づく事業・施策を町民の理解を得ながら推進するため、計画の趣旨や施策、事業実施状況等について、町のホームページ等を通じて広く周知を図ります。

また、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も町の広報やパンフレット、ホームページ及び事業所や関係機関等との連携により周知を図ります。

第3章 計画の推進

(1) 推進基盤の整備

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援するとともに障害者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう関係行政機関・障害者団体・民生委員・児童委員協議会・町社会福祉協議会・ボランティア団体などとの連携を図ります。

(2) 連携・協力の推進

①関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障害のある方の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障害者団体・ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

②国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障害福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

③事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的に事業の遂行に努めます。

第4章 目標達成状況の評価

本町は、各目標値、サービスの見込量については、必要に応じてその実績を把握し、障害者（児）施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画、障害児福祉計画の評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障害福祉計画、障害児福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。また、障害福祉サービス等支給決定基準に基づきサービス量の適正化を図ります。

なお、本町は障害者基本計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

PDCAサイクルによる見直しの必要性

本計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その目標達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取り組みを進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題に対して、随時対応していくこととします。

美里町
障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第5期)
・障害児福祉計画(第1期)

発行 : 平成30年3月
発行者 : 美里町
編集 : 美里町 住民福祉健康課
〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1
電話 0495-76-5132
FAX 0495-76-0909
<http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>
